

第6次川辺町総合計画・第3期川辺町総合戦略

《案》

川辺町

目次

序 論	1
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置づけと期間	4
3. 時代の潮流と国の動向	5
4. 川辺町の総人口の推移と推計	7
5. まちづくりに対する住民意識	8
6. まちづくりに向けた主な課題	15
基本構想	19
1. 川辺町の将来展望	21
2. 施策体系	24
3. 施策の基本目標	25
基本計画	27
基本目標1 みんなが幸せに暮らせるまちづくり	30
基本目標2 あらゆる学びで未来を創るまちづくり	40
基本目標3 豊かな自然に抱かれた安全・快適なまちづくり	44
基本目標4 にぎわいと潤いのあるまちづくり	56
基本目標5 共に創る持続可能なまちづくり	60

※資料編を追加予定。

序 論

1. 計画策定の趣旨

本町では、これから進むべき方向とあるべき姿についての基本的な指針として、町の将来像を示し、総合的かつ計画的な町政の運営を図る最上位計画である「総合計画」を策定し、国や県の動向も注視しながら、それぞれの時代や社会の潮流に合った形で施策・事業を推進しています。このため、平成 26 年度に「川辺町第 5 次総合計画」、令和 2 年度に「川辺町第 5 次総合計画後期基本計画」（以下「前総合計画」という。）を策定して、まちづくりに資する様々な施策・事業に取り組んできました。

また、国においては、地方創生を促すため、平成 26 年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成 26 年 12 月に策定しました。これ以降、国の動向を踏まえ、全国の自治体においても地方版の「人口ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されています。このため、令和 3 年度を始期とする「川辺町第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「前総合戦略」という。）を策定して、地方創生に資する様々な施策・事業に取り組んできました。

前総合計画及び前総合戦略の策定以降、世界は様々な面で一層グローバル化が進むとともに、情報通信技術についてはスマートフォンや A I の普及等、社会全体の高度化やデジタル化、ライフスタイルの多様化が進みました。現在、我が国ではポストコロナや世界の不安定な情勢を踏まえつつ、インバウンドを含む全国的な観光誘客活動や、テレワーク、二地域居住等の多様な勤務・居住形態の推奨、あらゆる業種における人材の育成・確保等、経済活動を持続できるよう様々な取組が進められています。

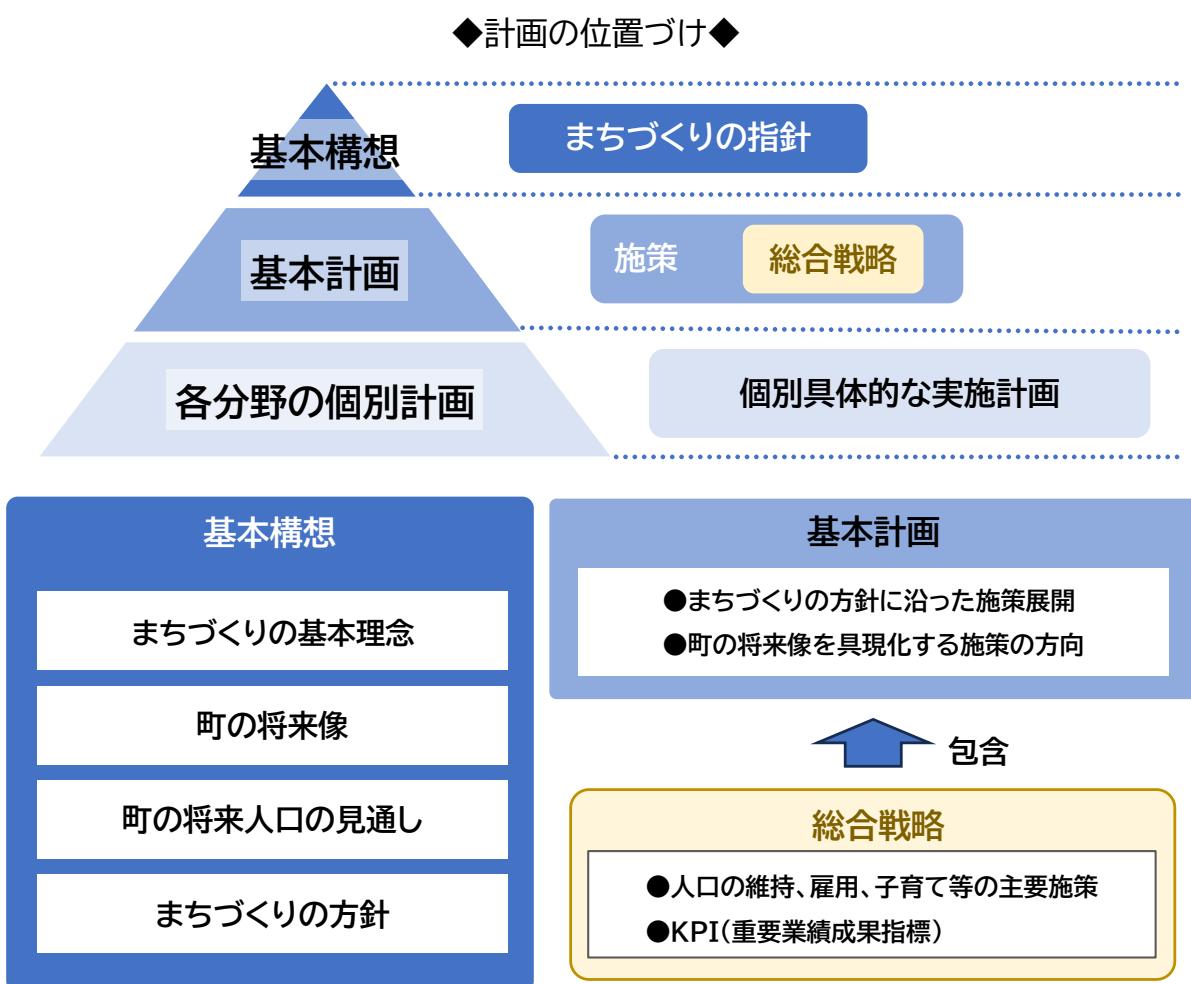
令和 6 年から令和 7 年にかけて、国は「地方創生 2.0」を掲げ、人口減少を正面から受け止めつつ、地方創生を目指す新たな方向性を示しました。具体的には、若者や女性にも選ばれる地域づくり、異なる要素の連携と「新結合」、A I ・デジタル等の新技術の社会実装、都市と地方の共生関係の強化と人材循環の促進、好事例の普遍化（点から面へ）等を基本姿勢として、政策の 5 本柱（生活環境の創生、稼ぐ力の向上、人・企業の地方分散、新時代インフラとデジタル活用、広域リージョン連携）を総合的に推進することが示されています。そして、国は地方創生 2.0 の基本姿勢を踏襲し、「地方創生に関する総合戦略」を令和 7 年 12 月 23 日に閣議決定しました。これにより、これまでの地方創生の取組をフォローアップとともに、地方創生施策の推進戦略を取りまとめ、「強い経済」「豊かな生活環境」「選ばれる地方」の実現を目指す今後の方向性を示しました。

このような流れを踏まえて、本町では、前総合計画及び前総合戦略の取組状況等を精査したうえで、時代や社会の潮流を踏まえつつ、持続可能なまちを住民とともに築くことができるよう、令和 9 年度を始期とする「第 6 次川辺町総合計画」（以下「本計画」という。）及び「第 3 期川辺町総合戦略」（以下「第 3 期総合戦略」という。）を策定しました。

2. 計画の位置づけと期間

総合計画は、本町の全ての計画の指針となる最上位計画です。また、地方創生の観点から実効性の高い計画とされる総合戦略との関係が深いことから、本計画の基本計画に第3期総合戦略を包含して策定します。

なお、本計画の計画期間について、「基本構想」は10年間としますが、「基本計画」は時代の潮流や社会情勢の変化に対応できるよう評価・検証を実施する中で、中間年となる5年後に見直しを行うこととします。



和暦(年度)	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18
西暦(年度)	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036
総合計画	基本構想（10年間）									
総合戦略	前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）				
総合戦略	第3期総合戦略（5年間）					第4期総合戦略（5年間）				

3. 時代の潮流と国の動向

社会経済や地域を取り巻く環境は大きく変化していることから、次のような時代の潮流や国の動向に沿った対応が求められます。

① 人口減少社会への対応と地方創生の取組

今後、国全体で少子高齢化が一層進むとともに、生産年齢人口の減少、社会保障費の増大、福祉サービスの需要増加と供給不足等、様々な課題が懸念されています。

このような状況を踏まえ、地方の人口減少を食い止め、全国の自治体で住みよい魅力あふれる環境を築くことにより、将来にわたり活力ある地域社会を維持する施策（総合戦略）が展開されています。また、令和6年10月には地方創生施策をさらに推進する方向性（地方創生2.0）が打ち出され、令和7年12月には「地方創生に関する総合戦略」が閣議決定されました。

引き続き、国が主導する中で、地方創生のためにデジタル技術を活用した農林水産業や観光産業等の高付加価値化、地方移住や日常生活に不可欠なサービスの維持向上等が一層推進され、新たな価値やサービスが生み出される社会の実現に向けた動きが進められます。

② 自然災害への備え

南海トラフ地震をはじめとする地震対策や、風水害等の自然災害に対応するため、防災・減災対策の充実が求められています。このため、各自治体においては、これまでのあらゆる災害を教訓として、地震や風水害等に対するインフラ対策を強化するとともに、住民への防災意識の向上に向けた取組を推進しています。

③ 環境問題への対応

温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーについては、太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマス等の取組が広がっています。個人レベルにおいても、太陽光パネルの設置、電動車の購入、ゴミ減量やリサイクルへの取組等により、環境に優しいライフスタイルを実践する人々の割合が増えてきています。このため、全国の自治体においては、再生可能エネルギーの推進や循環型社会の構築等、地域特性を生かした環境政策の展開が求められます。

④ 公共施設等の維持管理

高度経済成長期に整備された公共インフラの老朽化が進み、維持管理・更新費用の増大が課題となっています。このため、全国の自治体においては、人々が安心して暮らし続けるための生活基盤となる施設や、日常に潤いを与える文化的な公共施設を維持していくため、人口減少を見据えた公共施設の最適配置や長寿命化、効率的な維持管理が求められています。

⑤ 地域共生社会に向けた取組

社会情勢や生活環境の変化によりライフスタイルや価値観が多様化する中で、各世帯や一人一人が抱える課題も複雑化・複合化してきています。これらの課題に対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスに加えて、地域住民や地域活動団体等と協働して地域全体で課題の解決に向けた取組を進めることができます。このため、全国の自治体においては、地域住民同士の助け合い・支え合いによる生活の質の向上と、全ての人々が安全・安心に住み続けられる地域づくりが進められています。

⑥ ウェルビーイングに関する取組

「ウェルビーイング（Well-being）」とは、身体的、精神的、社会的に、良好な状態になること（幸福感）を意味する概念です。昭和23年のWHO（世界保健機関）の憲章前文に「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、全てが満たされた状態にあることをいいます」と既に記載されており、このことが現代において再注目されています。

我が国の人口減少社会において、一人一人が多様な幸せを実現する社会を目指すことが重要という観点もあるため、大手民間企業や全国の自治体等においてウェルビーイングに関する周知・普及が進められています。

⑦ S D G sに関する取組

S D G s（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

S D G sに関する取組は、全ての人々にとって住みやすく持続可能な未来を築くための青写真とも言えます。我が国においてもS D G sに関する取組は既に様々な場面で浸透してきています。このため、全国の自治体においても誰一人取り残さない社会の実現のために、持続可能な取組を推進していくことが求められています。



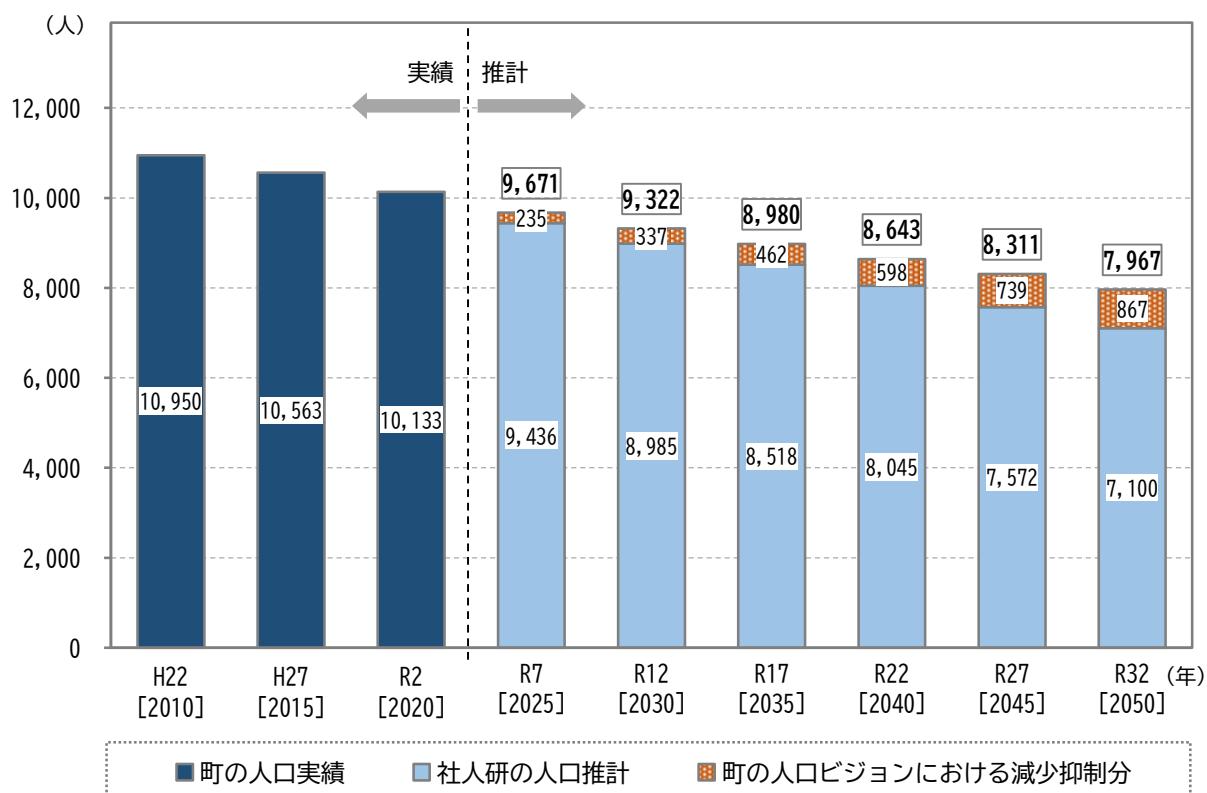
4. 川辺町の総人口の推移と推計

住民基本台帳による総人口の推移（実績）を見ると、本町では、令和2年まで10,000人を超える人口がありました。

ただし、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が公表した人口推計によると、現在の状況が続けば令和12年には9,000人を割り込み、令和32年には7,100人となることになります。

人口の減少はまちづくりに大きな影響を与えるため、町の人口ビジョンで設定された目標人口（令和32年に8,000人程度）を維持できるように人口減少の抑制策を展開することが必要です。

◆本町の総人口の推移と推計◆



(資料) 実績値は住民基本台帳 ※各年10月1日時点
推計値は川辺町人口ビジョン ※各年10月1日時点

※ 本町の現状に関するデータ等は資料編に掲載しています。

5. まちづくりに対する住民意識

(1) 一般住民向け調査結果（概要）

◆調査期間 令和7年1月

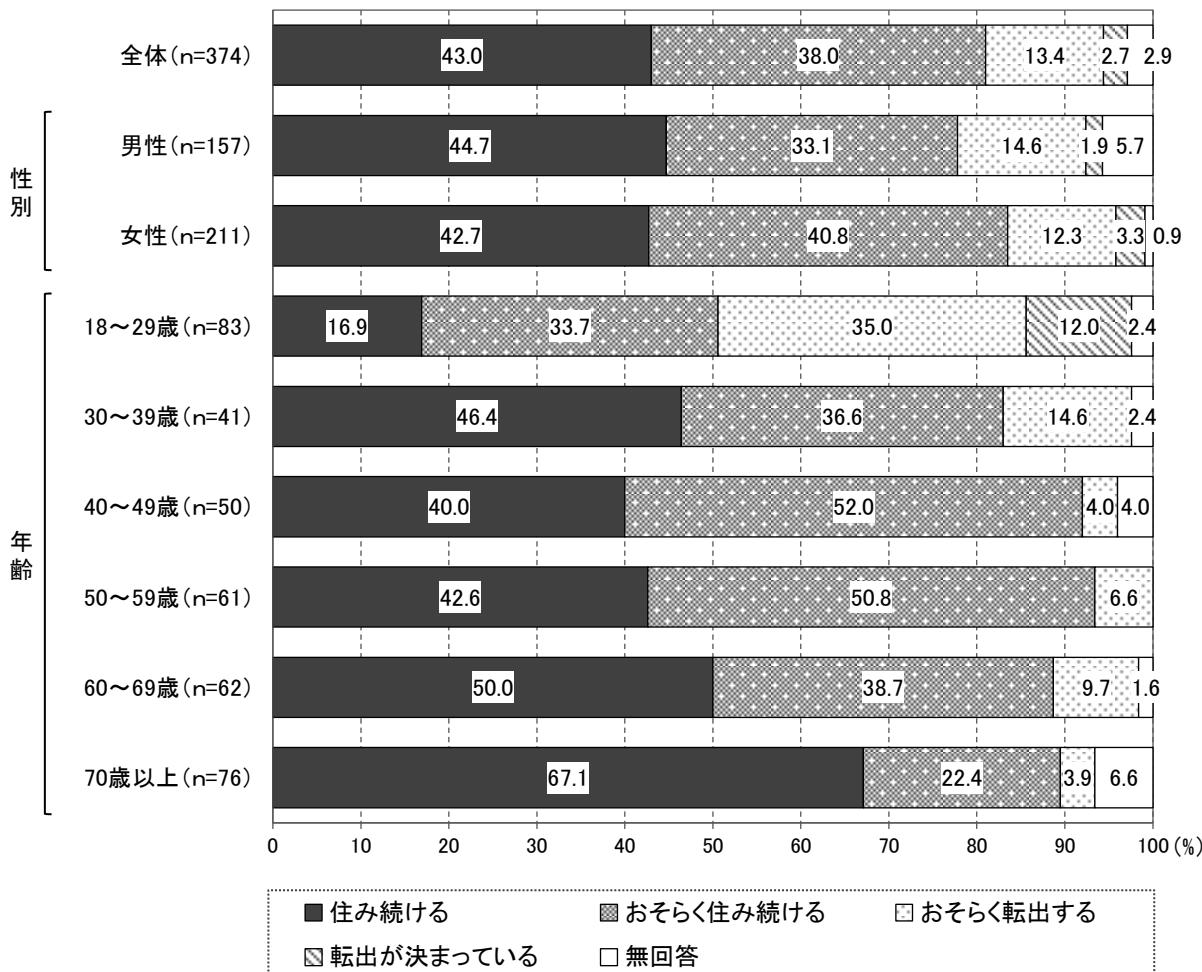
対象	配布数	回収数	回収率
一般住民（18歳以上）	1,000票	374票	37.4%

1 住民の定住意向について

全体では、「住み続ける」が43.0%と最も高く、次いで、「おそらく住み続ける」(38.0%)、「おそらく転出する」(13.4%)の順となっています。また、「住み続ける」と「おそらく住み続ける」を合わせた“住み続ける”は81.0%となっています。

年齢層別で見ると、年齢が高いほど「住み続ける」の割合が高くなる傾向にあります。

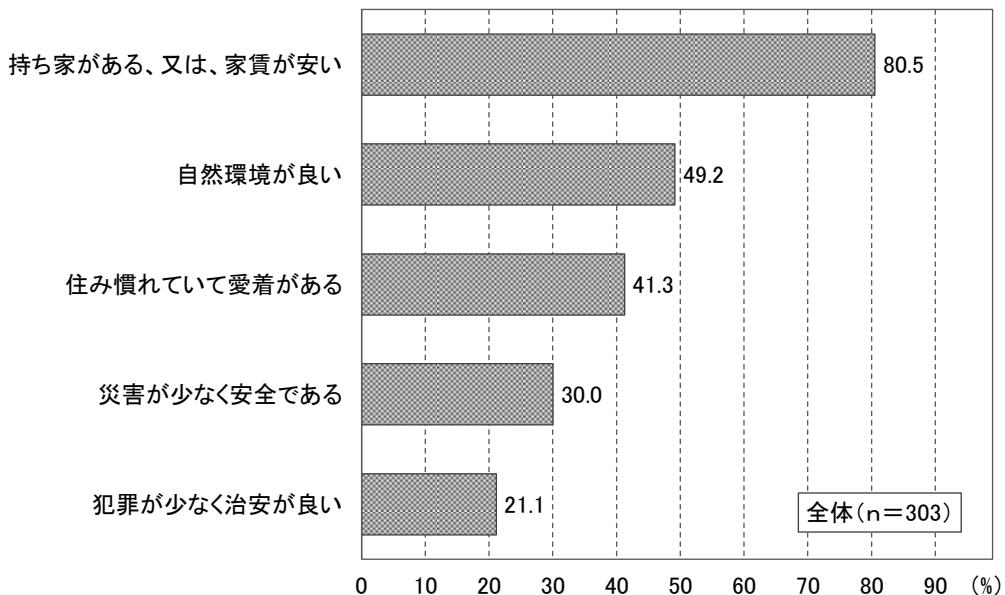
【問】これからも川辺町に住み続けたいと思いますか。



2 川辺町で住み続けたい理由

「持ち家がある、又は、家賃が安い」が80.5%と最も高く、次いで、「自然環境が良い」(49.2%)、「住み慣れていて愛着がある」(41.3%)の順となっています。

【問】川辺町で暮らし続けたいと思う理由は何ですか。 ※上位5番目までグラフ化

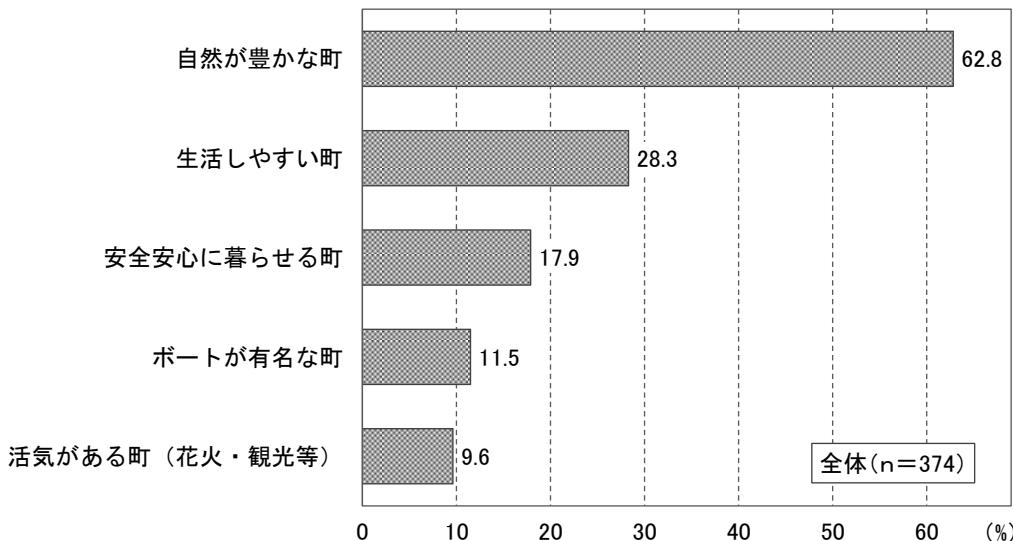


3 川辺町の自慢について

「自然が豊かな町」が62.8%と最も高く、次いで、「生活しやすい町」(28.3%)、「安全安心に暮らせる町」(17.9%)の順となっています。

【問】あなたが思う、川辺町の自慢したいところを記入してください。

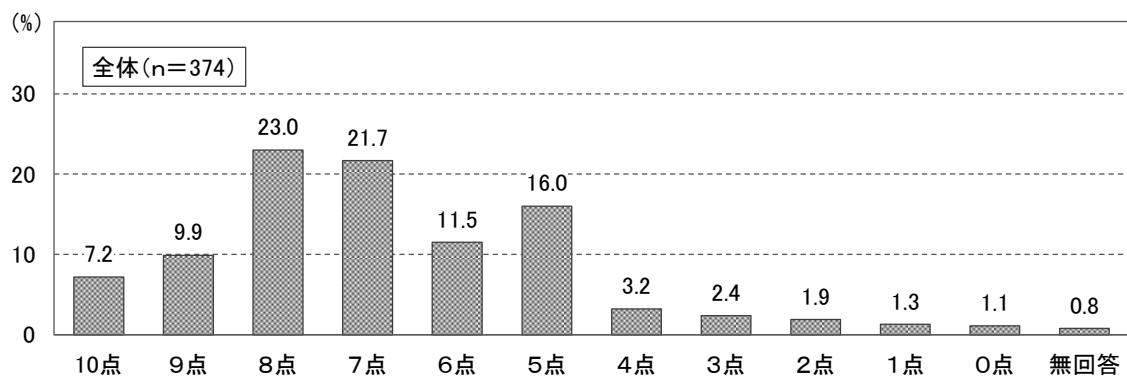
※回答の記述をカテゴリーに分けて集計し、グラフ化



4 住民の主観的幸福感について ※10点が最も幸せ

「8点」が23.0%と最も高く、次いで、「7点」(21.7%)、「5点」(16.0%)の順となっています。また、平均は6.8点となっています。

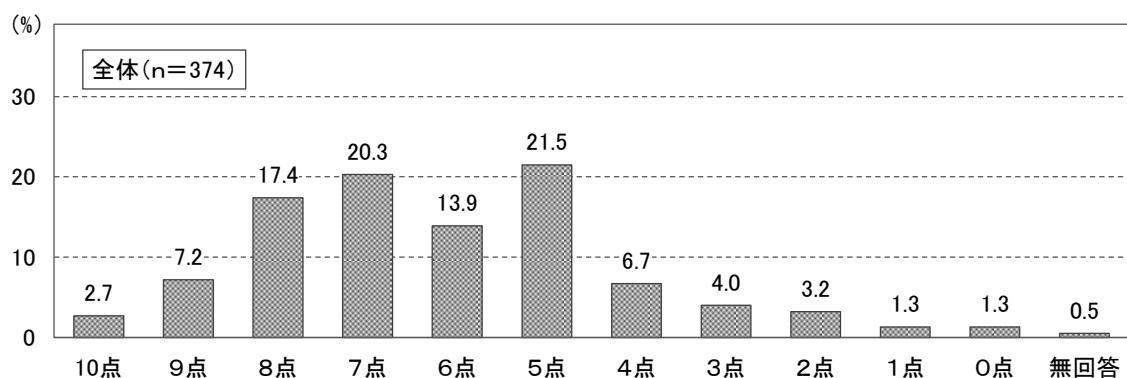
【問】現在、あなたはどの程度幸せですか。



5 地域の暮らしの満足度について ※10点が最も満足

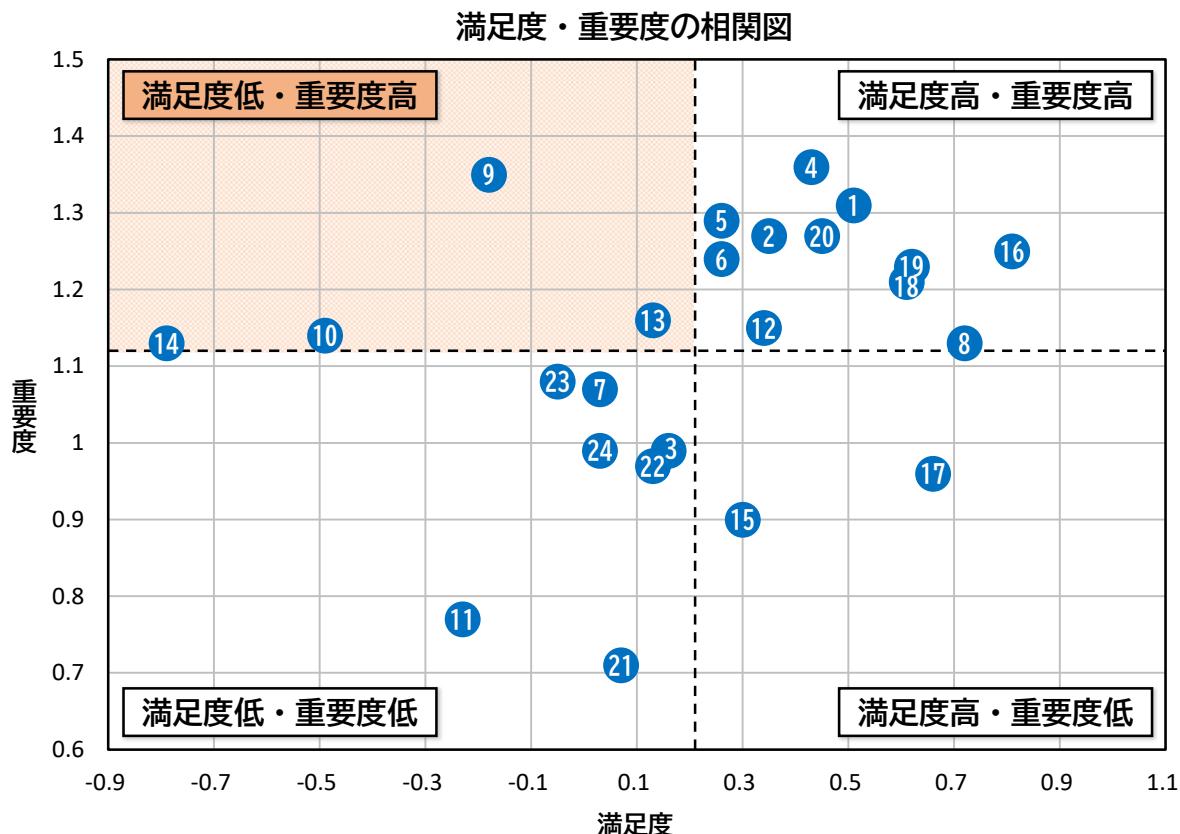
「5点」が21.5%と最も高く、次いで、「7点」(20.3%)、「8点」(17.4%)の順となっています。また、平均は6.1点となっています。

【問】現在、あなたの住んでいる地域の暮らしにどの程度満足していますか。



6 川辺町の取組の「満足度」と「重要度」

「⑨ 医療施設、夜間・休日診療の体制」・「⑩ 町内の産業の振興・雇用の場の確保」・「⑬ 身近な生活道路や歩道の整備」・「⑭ JR高山線など公共交通の充実」の項目について、最も満足度が低く重要度が高いところに位置しています。



※下表の色のついた項目は、最も満足度が低く重要度が高い(住民が最も対応を求めている施策項目)を示す。

① 小・中学校などの教育環境の充実	⑨ 医療施設、夜間・休日診療の体制	⑰ ダム湖や山林など豊かな自然の保全・活用
② 家庭や地域における教育や非行防止への支援	⑩ 町内の産業の振興・雇用の場の確保	⑱ ごみ処理やリサイクル事業
③ 生涯学習、スポーツ、文化活動の機会の提供	⑪ 観光や交流の推進	⑲ 消防・防災体制の整備
④ 保育の環境や子育て支援の充実	⑫ 良好的な居住環境の整備	⑳ 交通安全や防犯対策の推進
⑤ 高齢者への福祉サービス	⑬ 身近な生活道路や歩道の整備	㉑ 住民の町政への参画機会の充実
⑥ 障がい者(児)への福祉サービス	㉔ JR高山線など公共交通の充実	㉒ 住民の意見の把握(広聴)や広報
⑦ 地域で困った人を支え合う体制づくり	㉕ 公園・緑地の整備	㉓ 行財政改革への取り組み
⑧ 健康診断・相談などの保健予防体制	㉖ 下水道や生活排水処理などの衛生対策	㉔ 情報公開・住民に開かれた行政への取り組み

●教育、生涯学習：①～③

●福祉、医療、健康：④～⑨

●産業、雇用：⑩、⑪

●居住環境、都市基盤：⑫～㉔

●環境、安心・安全：㉗～㉚

●住民参加、行財政：㉛～㉔

7 地域幸福度(Well-Being)指標について

住民意識調査において「主観指標」を測る設問を設定して質問しました。なお、地域幸福度(Well-Being)指標とは、「主観指標」と「客観指標」のデータをバランスよく活用し、住民の「暮らしやすさ」と「幸福感(Well-being)」を指標で数値化・可視化する新たな取組であり、国のデジタル庁が先導して全国の自治体で実施されています。

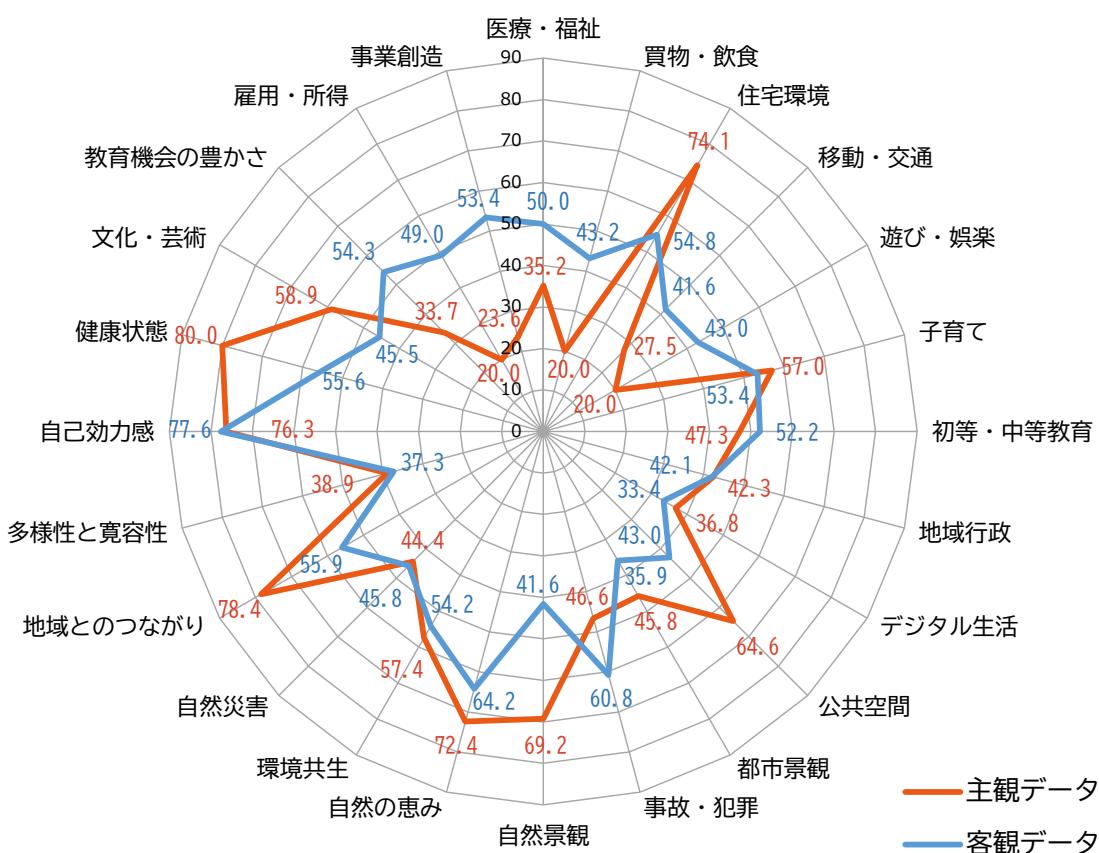
◆地域幸福度(Well-Being)指標の考え方◆

地域幸福度(Well-Being)指標は、地域毎の住民の「暮らしやすさ」と「幸福感(Well-being)」を数値化・可視化するものであり、「50」という基準値を基に、数値が低ければ「弱み」、数値が高ければ「強み」と評価します。なお、「主観指標」は、今回の住民意識調査で得た結果をもとに偏差値に置き換えた数値であり、「客観指標」は、本町の状況を示すオープンデータを基に国が自治体毎に偏差値に置き換えた数値です。

下図は24の項目における本町の「主観指標」と「客観指標」の結果を示しています。例えば、“地域とのつながり”を見ると、客観指標は55.9で「やや強い」ですが、主観指標は78.4で「かなり強い」と住民は感じています。その一方、“移動・交通”を見ると、客観指標は41.6で「やや弱い」ですが、主観指標は27.5で「かなり弱い」と住民は感じています。

このように各項目の結果を捉えることで、今後のまちづくりを検討する目安になるというのが、国の大いな方向性の一つになっています。

■川辺町の地域幸福度(Well-Being)指標の結果



(2) 中学生調査結果（概要）

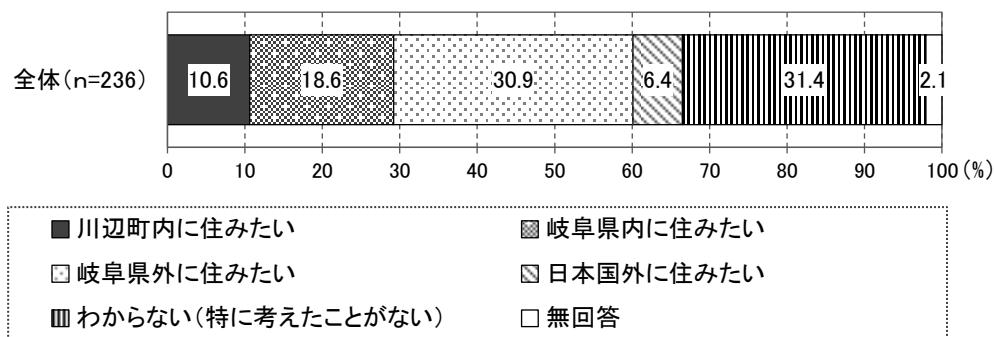
◆調査期間 令和7年1月

対象	配布数	回収数	回収率
川辺中学校に通学する生徒全員	262票	236票	90.1%

1 社会人になったら住みたいところについて

「わからない（特に考えたことがない）」が31.4%と最も高く、次いで、「岐阜県外に住みたい」（30.9%）、「岐阜県内に住みたい」（18.6%）の順となっています。

【問】あなたは、社会人になったらどこに住みたいと思いますか。

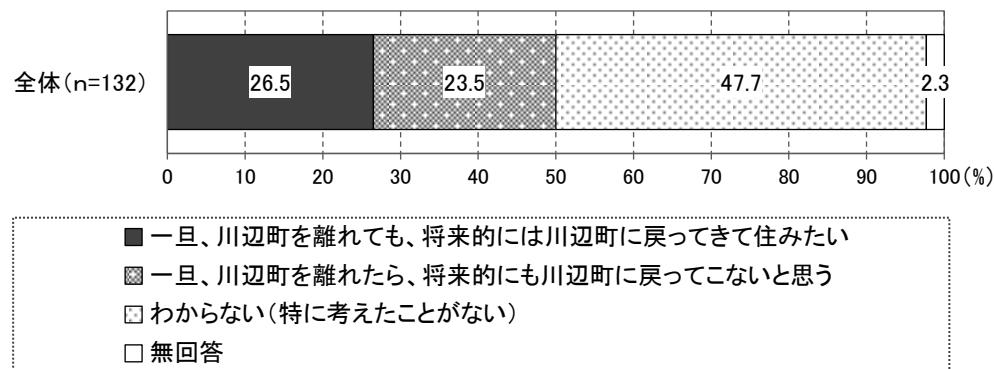


2 将来、川辺町に戻ってきて住みたいか

「わからない（特に考えたことがない）」が47.7%と最も高く、次いで、「一旦、川辺町を離れても、将来的には川辺町に戻ってきて住みたい」（26.5%）、「一旦、川辺町を離れたら、将来的にも川辺町に戻ってこないと思う」（23.5%）の順となっています。

【問】あなたは機会があれば将来、川辺町に戻ってきて住みたいです。

※社会人になったら住みたいところで“川辺町外に住みたい”と答えた方のみ。

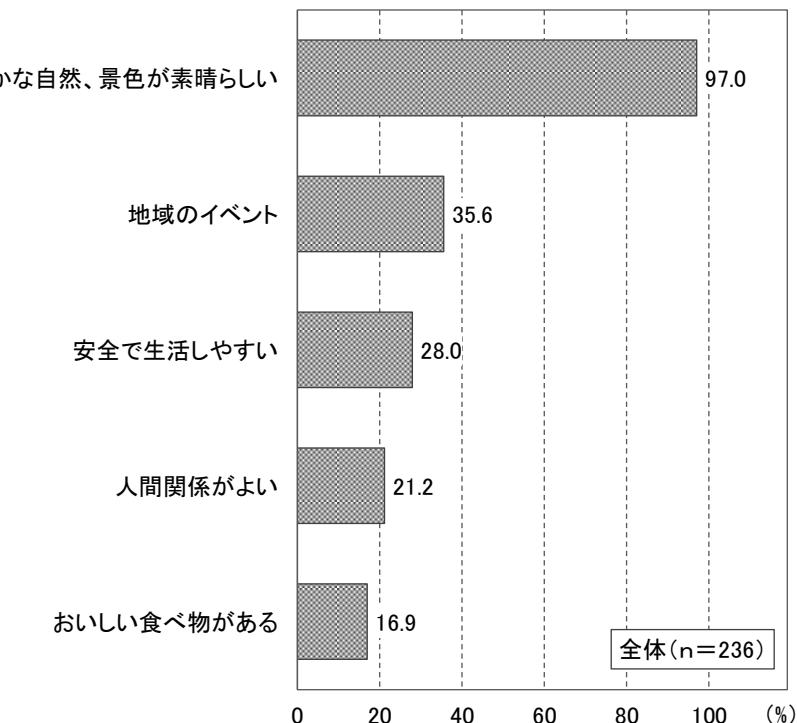


3 川辺町の自慢について

「豊かな自然、景色が素晴らしい」が 97.0%と最も高く、次いで、「地域のイベント」(35.6%)、「安全で生活しやすい」(28.0%)の順となっています。

【問】あなたが思う、川辺町の自慢したいところを記入してください。

※回答の記述をカテゴリーに分けて集計し、グラフ化



6. まちづくりに向けた主な課題

(1) 人口減少対策とシビックプライドの醸成

【町を取り巻く現状】

本町の総人口は令和7年1月1日時点（住民基本台帳）で9,761人、高齢化率は33.4%、年少人口（0～14歳）の割合は11.8%であり、総人口の減少と少子高齢化が進行しています。また、社会増減（転入数と転出数の差）は拮抗していますが、自然増減（出生数と死亡数の差）は減少で推移しており、自然減が総人口の減少に影響を与えています。

【課題への対応】

- 本町の人口動向を勘案すると少子化対策及び移住・定住対策がまちづくりに向けた喫緊の課題と言えます。このため、子ども・子育て支援施策や子ども・若者の移住・定住施策を推進する必要があります。
- 本町で生まれ育った子どもが進学や就職等で本町を離れたとしても本町にまた住みたいと思えたり、離れた土地で暮らしても本町を誇りに感じたりすることで、将来的なUターン者の増加につなげていく必要があります。このため、幼少期から地域や学校教育等で郷土愛を深めていく等、シビックプライドの醸成に取り組む必要があります。

(2) 町民の生活を支える社会基盤の維持・整備

【町を取り巻く現状】

近郊都市のベッドタウンとしての要素が見られる本町において、周辺都市部への利便性や移動手段を確保することは非常に重要です。町民意識調査の結果では、「JR高山線など公共交通の充実」について満足度が低く重要度が高い結果となっています。

また、町民生活と行政サービスの基盤となる上下水道や公共施設等のインフラは、財政負担と利用状況を勘案しながら、中長期的な視点により維持・整備・更新に取り組む必要があります。

【課題への対応】

- 鉄道・バス等の公共交通の維持や主要道路の維持・整備等を図っていく必要があります。
- 地域の状況にあわせて持続可能な行政サービスのあり方を検討しながら、町民が暮らすそれぞれの地域で文化的な生活を維持できる環境づくりを進めていく必要があります。

(3) 地域経済の活性化

【町を取り巻く現状】

町民意識調査の結果では、「町内の産業の振興・雇用の場の確保」について満足度が低く重要度が高い結果となっています。また、「やりたい仕事を見つけやすい」という問では“あてはまる”が3.2%、「適切な収入を得るために機会がある」という問では“あてはまる”が5.3%と、いずれもかなり低い割合となっています。

本町の就業人口は、第3次産業が6割弱、第2次産業が4割強となっており、第1次産業は1.7%とごくわずかとなっています。また、男女ともに「製造業」、「卸売業・小売業」に従事する方が多くなっています。

【課題への対応】

- 本町の就業状況を踏まえつつ、町内における働く場の創出や経済的な潤い、にぎわいの創出等につながるよう、起業・創業・就業支援をはじめとする産業振興等に取り組むことが求められます。

(4) 地域資源を生かした取組

【町を取り巻く現状】

町民意識調査では、「川辺町の自慢したいところ」という問に対して「自然が豊かな町」という意見が62.8%と最も高く、「ボートが有名な町」(11.5%)、「活気がある町（花火・観光等）」(9.6%)という意見も寄せられました。また、中学生アンケートでは同じ問に対して「豊かな自然、景色が素晴らしい」が97.0%と最も高くなりました。

【課題への対応】

- 町民が思う本町の地域資源の魅力を把握・整理し、各種媒体により広く情報を発信することで、対外的な町の認知度を向上させ、町外からも訪れていただけるまちづくりを進めていく必要があります。

(5) 自治体DXの推進

【町を取り巻く現状】

社会情勢の変化やデジタル技術の向上が急速に進む中、全国的にDX（デジタル・トランスフォーメーション）の取組が拡大しつつあります。町民意識調査では、「行政サービスのデジタル化が進んでいるか」という問に対して“あてはまる”が10.4%と“あてはまらない”（34.3%）より低くなっています。

【課題への対応】

- 本町においても時代の流れに沿って、行政サービスのデジタル化による町民の利便性向上、デジタル技術の活用による業務の効率化等を進める必要があります。
- 本町のデジタル化に関する取組等について町民に分かりやすく情報発信するとともに、変化する町民のニーズを把握し、ニーズを踏まえた行政サービスを提供できるよう対応していくことが求められます。

(6) ウェルビーイングの向上につながる取組

【町を取り巻く現状】

今回の町民意識調査で初採用した地域幸福度（Well-Being指標）の結果では、主観指標のうち、かなり強い（70を超える）のは「住宅環境」（74.1）、「自然の恵み」（72.4）、「地域とのつながり」（78.4）、「健康状態」（80.0）でした。また、かなり弱い（30を下回る）のは「買物・飲食」（20.0）、「遊び・娯楽」（20.0）、「雇用・所得」（20.0）、「事業創造」（23.6）、「移動・交通」（27.5）でした。

なお、町民意識調査における主観的幸福感の平均は6.8点（10点満点）、地域の幸福度の平均は6.1点（10点満点）という結果でした。

【課題への対応】

- 人口減少社会においては、住み続けられるまちづくりのために町民一人一人の幸福度を高めていく視点が求められます。このため、町民意識調査結果に見られる本町の強みや弱みを把握した上で、町民の「ウェルビーイング（幸福感）」を高める施策・事業を開していく必要があります。

基本構想

1. 川辺町の将来展望

(1) まちづくりの基本理念

本町は、町域の約7割を山林が占め、町の中央を飛騨川が南北に流れる自然豊かな町であり、災害も少ないことが特徴です。

また、まちづくりの核となるダム湖周辺の散策道や公園等では、多くの人が余暇を楽しんでおり、ボートをはじめとする水辺のアクティビティや、気軽に自然を満喫できる低山登山も人気を集めています。

このような地域の特性を生かし、町民憲章に基づいて、住みよく豊かなまちづくりを進めています。

◆まちづくりの基本理念◆

誰もが明るく豊かで住みよいまちづくり

《町民憲章》

私たちは、豊かな水と緑に恵まれた川辺町の町民です。

私たちは、先人の偉業に感謝し誇りをもって明るく住みよい町づくりをめざしこの憲章を定めます。

- ◆体力づくりに努め、明るい家庭をつくります。
- ◆常に学ぶことを忘れず、豊かな教養を身につけます。
- ◆創意と工夫をし、夢と希望をもって生活します。
- ◆自然を愛し、安全で住みよい町をつくります。
- ◆心のふれあいを大切にし、潤いのある郷土をつくります。

(2) 町の将来像

前計画では、「清流と人が織りなす活力あるまち」を町の将来像に掲げて、その実現に向けた施策の展開を進めてきました。

前計画の基本構想策定から10年が経過し、町民のニーズや行政が対応すべき課題に改めて目を向けたうえで、町民と行政が一体となり社会の変化に対応したまちづくりを進められるよう、町の将来像を新たに掲げて施策・事業を展開していく必要があります。

川辺町らしさをさらに高めていくため、本町の現状や各種調査結果等を踏まえ、本計画において目指す町の将来像を次のとおり定めます。

◆町の将来像◆

自然とともに、誰もが安心して暮らせるまち
～緑あふれるふるさとで、笑顔がつながる～

写真

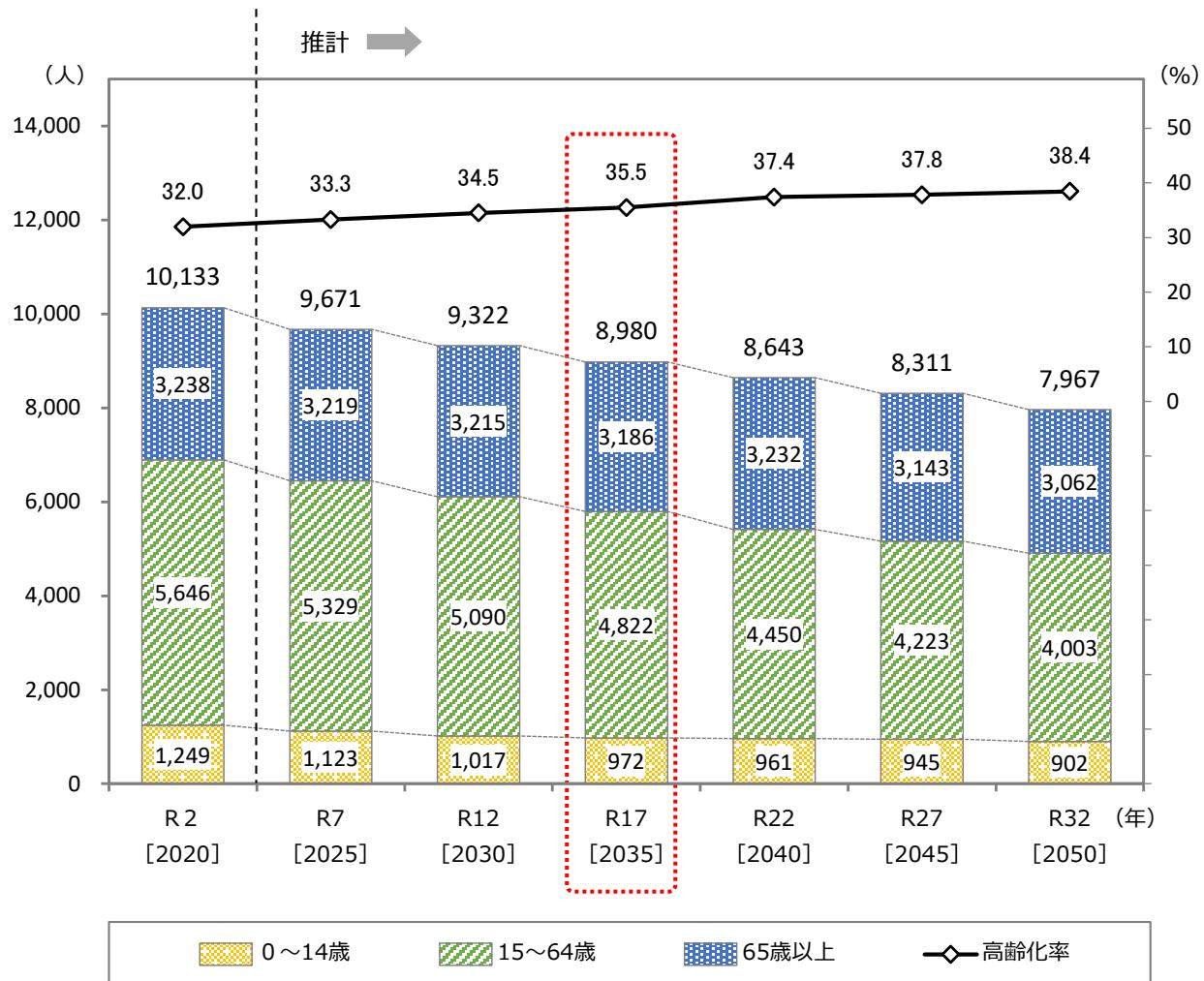
(3) 本計画における目標人口

「町の将来像」の実現に向けて各種施策を推進することにより、出生数の増加や子育て世帯の転入による年少人口の増加と、転出抑制・転入促進の効果が生まれることを見込み、次のとおり、目標人口を設定します。

【本計画の目標人口】

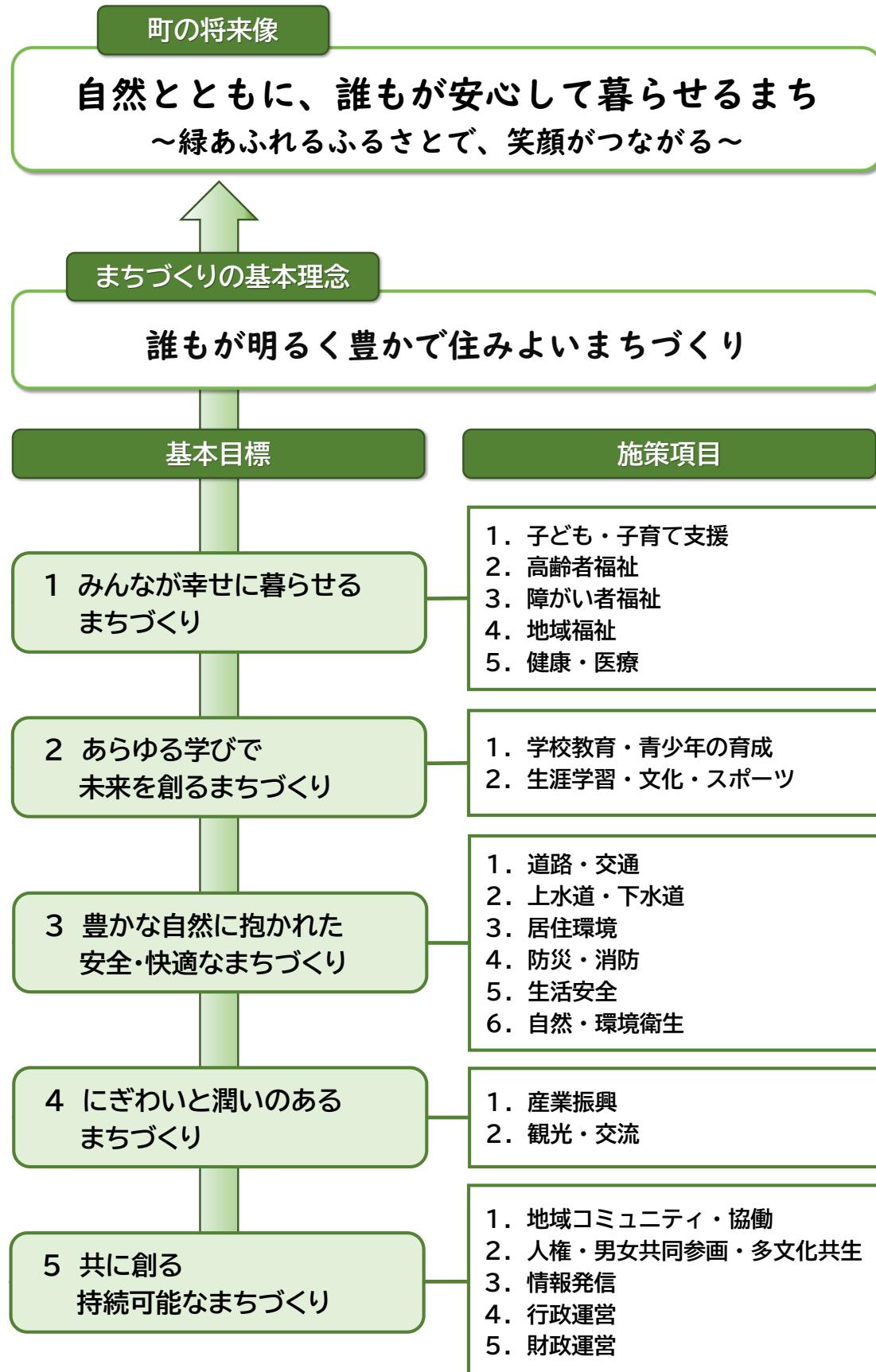
総人口 9,000 人程度（令和 17（2035）年時点）

◆本町の人口の将来展望◆



資料：川辺町人口ビジョン

2. 施策体系



3. 施策の基本目標

町の将来像の実現に向けて、5つの基本目標を掲げて施策を展開します。

基本目標1 みんなが幸せに暮らせるまちづくり

- 子どもの健やかな成長のために、子育て家庭を支える様々な施策に取り組むとともに、地域における子ども・子育て家庭への理解や支援を推進します。
- 高齢になっても安心して暮らせる地域社会を目指し、地域包括ケアシステムの深化に向けた取組を推進します。
- 障がいのある人が個人の尊厳を保ちながら住み慣れた地域で自立した生活を過ごせるよう、町民への理解及び共生社会に向けた体制づくりを進めます。
- 福祉に関わる機関や団体の支援のもと、住民同士に助け合い・支え合いの心が根づき、互いに認め合いながら、自分らしく住み慣れた地域で暮らせる環境づくりを進めます。
- 地域医療体制を維持するとともに、町民が生涯にわたり健康で質の高い生活を過ごせるよう、年齢や状態に応じた健康づくりを行える環境づくりに取り組みます。

基本目標2 あらゆる学びで未来を創るまちづくり

- 未来を担う子どもたちに確かな学力、健やかな体、豊かな心を育成し、変化する社会を生き抜くための「生きる力」を身につけられるよう取り組みます。
- 学校・家庭・地域や関係団体が連携して、社会性、協調性、良識を持つ青少年の健全育成に取り組みます。
- 様々な学びやスポーツの場等を提供することで、自己の生活の向上や社会参画を促進するとともに、本町の伝統・文化の大切さを周知して保存・継承を支援します。
- 人権意識の高揚を図ることで、互いの立場を理解し、多様性を認め合える地域社会の実現を目指します。

基本目標3 豊かな自然に抱かれた安全・快適なまちづくり

- 町民の日常生活の利便性や町内外へのアクセス向上のため、公共交通の確保や道路整備に取り組みます。
- 町民が文化的な生活を営めるよう、上下水道・公園等の社会インフラ整備や土地の有効利用を進め、住環境の向上に努めます。

- 自然災害を想定した体制づくりにより地震や風水害等における被害を最小限に食い止めるとともに、消防署や消防団、医療機関等と連携して地域消防・救急体制を構築し、安全・安心な町民の暮らしを支えます。
- 交通安全や防犯に対する意識の高揚を図るとともに、交通事故や広域化・特殊化する犯罪等に町民が被害を受けることがないよう、地域や関係団体等と連携して対応します。
- 環境問題に関する意識を高め、ゴミ減量や循環型社会の形成、脱炭素等の地球温暖化対策に取り組むことで、環境に優しい地域づくりを進めます。

基本目標4 にぎわいと潤いのあるまちづくり

- 本町の主な産業である製造業、卸売業・小売業等の事業者への支援や、農林業の諸活動を支援することで、経済的な潤いと町のにぎわいを保つことにつなげます。
- 豊かな自然環境、スポーツ・レクリエーションの場、イベント等の町の魅力を対外的に発信し、関係人口・交流人口の創出に取り組みます。

基本目標5 共に創る持続可能なまちづくり

- 行政情報の周知や広聴活動に取り組むとともに、町民の自主的な活動や地域活動を支援することで、町民が参画した協働のまちづくりを進めます。
- 多様な媒体により、町内向けの情報発信に取り組むとともに、町外に広く本町の魅力を発信してシティープロモーションの強化につなげます。
- デジタル技術の積極的な導入や人材育成・確保等を図るとともに、時代のニーズに応じた行政サービスの提供に取り組みます。
- 行政サービスの持続性を担保するため、安定的な財政運営や人口動向に応じた公共施設の適正配置及び維持管理に努めます。

基本計画

本計画の見方について

■施策が目指すまちの姿
施策項目ごとに目指す町の姿を示しています。この姿を実現するための取組を進めます。

■指標
施策の進捗状況を把握する指標を設定しています。

■満足度・重要度

住民意識調査(R6)の結果から見る施策の満足度・重要度をグラフ化し、施策項目に対する住民意識を表します。

【満足度低・重要度高】
住民が最も対応を求めるているエリア。

「満足度高・重要度高」
現状の取組を維持・充実すべきエリア。

「満足度高・重要度低」
予算や人員配分を考慮し、効率的に満足度を高めていくエリア。

「満足度低・重要度低」
満足度を高められるように取組を進めていくエリア。

1-1 子ども・子育て支援

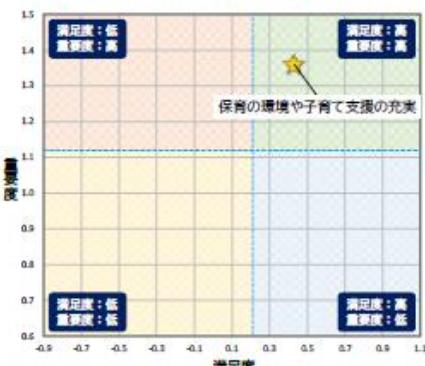
【施策が目指すまちの姿】

△安心して子どもを産むことができ、地域の中で子育ての喜びを感じられるまち

【指標】

指標	単位	現状値	前期計画終了時
合計特殊出生率	—	1.17	1.20
こども園の待機児童数	人/年	0	0
放課後児童クラブ入所待機児童数	人/年	0	0
保育の環境や子育て支援の満足度 ※総合計画策定にかかる住民意識調査より	%	63.7	65.0
社会人になっても町に住みたいと思う子どもの割合 ※総合計画策定にかかる中学生調査より	%	10.6	12.0

【満足度・重要度】※住民意識調査(R6)より



■保育の環境や子育て支援の充実

満足度: 高	重要度: 高
0.43	1.36

取組を進める視点

近年、本町の出生数は減少傾向にあります。このため、安心して子を産み、子育てができる環境を整え、子育て家庭の不安や負担を軽減する支援の充実が必要です。

少子化の状況にあっても、子育て支援施策や、仕事と子育てを両立できる環境の整備を推進するとともに、本町で育つ子どもの健やかな成長を目指し、妊娠期からの支援や保育環境の整備、地域での子育て支援や経済的支援等に取り組んでいきます。

■取組を進める視点

施策項目に関する状況や課題等を踏まえ、取組を行う際の視点を記載しています。

【主な施策】 ●

施策の方向	主な取組
(1) 子どもの権利擁護と相談体制の充実 ◇「こどもまんなか社会」の実現に向け、子ども・若者に最善の利益が図られるよう、周知・啓発に取り組みます。 ◇いじめや児童虐待について、関係機関と連携を図りながら早期発見・早期対応に取り組みます。 ◇児童生徒が抱える悩みや課題について相談しやすい体制づくりに取り組みます。	○子どもの権利に関する周知・啓発 ○要保護児童及びDV防止対策地域協議会と連携した被虐待児童の早期発見の体制づくり ○スクールカウンセラーの配置 ○教育相談電話での対応 ○いじめアンケート、QU調査*の実施 *楽しい学校生活をおくるためのアンケート。
(2) 子どもの成長を支える就学前教育・保育の推進 ◇こども園を中心に、就学前の教育・保育ニーズに応えます。 ◇保育人材の確保に取り組むとともに、保育従事者の専門性及び保育の質の向上に努めます。	○保育支援システム（コドモン）の活用 ○一時預かり保育の実施 ○乳児等通園支援事業の実施 ○保育の量と質の確保 ○ブックスタート事業
(3) 子どもを安心して産み育てる環境づくり ◇妊娠期から子育て期まで様々なニーズに切れ目なく、ワンストップで総合的な相談支援を行います。 ◇助産師等の専門職が、産婦の心身のケア、乳房ケアや授乳に関する相談、育児のサポート等を行います。 ◇子育て支援に関するサービス等について、支援を必要とする人に届くよう、多様な媒体で情報提供します。 ◇地域における子育て支援の拠点活動として行います。	○こども家庭センターの運営 ○産後ケア事業の実施 ○子育て支援センターの運営 ○かわべ子育てきずなLINEによる情報発信
(4) 子育て支援の環境づくり ◇児童が放課後や長期休暇中、安心して過ごせる場の提供に取り組みます。 ◇子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、地域での子育て支援を促進します。 ◇子育て保護者同士の交流、情報交換を行える場の提供や、子育てサークルの活動支援に取り組みます。 ◇学習支援や食事の提供等、子どもの居場所づくりにつながる事業拡大を図ります。	○放課後児童クラブの充実 ○ファミリー・サポート・センター*事業（広域連携） ○乳幼児学級の実施 ○児童館活動の推進 ○子ども食堂への運営補助 *地域で子育てを助け合う取組。
(5) 様々な経済的支援 ◇経済的支援が必要な子育て家庭を支えることで、子どもの健やかな成長につなげます。 ◇子どもの養育が困難であったり、経済的に厳しい家庭に対して、相談支援や自立支援を行います。	○医療費の助成（18歳まで） ○子育て世帯訪問支援事業・子育て短期支援事業の実施 ○ひとり親家庭への支援 ○就学援助制度の運用 ○こども園おむつ無償化

■主な施策

目指す姿を実現するための「施策の方向」と「主な取組」を記載しています。

【主な関連計画】 ●

- 川辺町子ども・子育て支援事業計画

■主な関連計画

この施策項目に該当する主な個別計画を記載しています。

基本目標1 みんなが幸せに暮らせるまちづくり

1-1 子ども・子育て支援

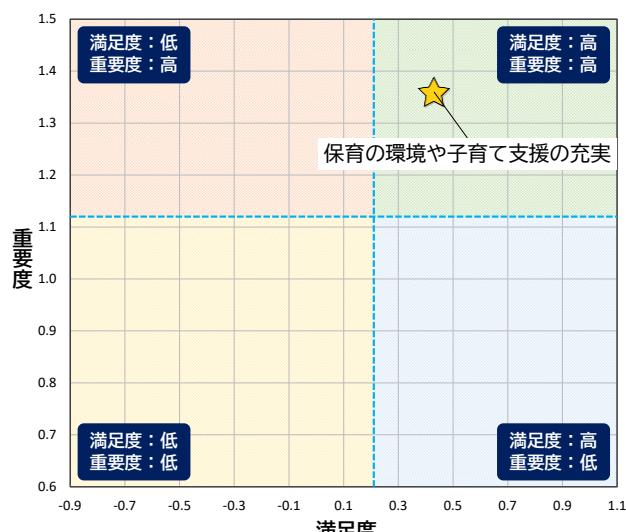
【施策が目指すまちの姿】

◇安心して子どもを産むことができ、地域の中で子育ての喜びを感じられるまち

【指標】

指標	単位	現状値	前期計画終了時
合計特殊出生率	-	1.17	1.20
こども園の待機児童数	人/年	0	0
放課後児童クラブ入所待機児童数	人/年	0	0
保育の環境や子育て支援の満足度 ※総合計画策定にかかる住民意識調査より	%	63.7	65.0
社会人になっても町に住みたいと思う子どもの割合 ※総合計画策定にかかる中学生調査より	%	10.6	12.0

【満足度・重要度】※住民意識調査（R6）より



取組を進める視点

近年、本町の出生数は減少傾向にあります。このため、安心して子を産み、子育てができる環境を整え、子育て家庭の不安や負担を軽減する支援の充実が必要です。

少子化の状況にあっても、子育て支援施策や、仕事と子育てを両立できる環境の整備を推進するとともに、本町で育つ子どもの健やかな成長を目指し、妊娠期からの支援や保育環境の整備、地域での子育て支援や経済的支援等に取り組んでいきます。

【主な施策】

施策の方向	主な取組
<p>(1) 子どもの権利擁護と相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇「こどもまんなか社会」の実現に向け、子ども・若者に最善の利益が図られるよう、周知・啓発に取り組みます。 ◇いじめや児童虐待について、関係機関と連携を図りながら早期発見・早期対応に取り組みます。 ◇児童生徒が抱える悩みや課題について相談しやすい体制づくりに取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの権利に関する周知・啓発 ○要保護児童及びDV防止対策地域協議会と連携した被虐待児童の早期発見の体制づくり ○スクールカウンセラーの配置 ○教育相談電話での対応 ○いじめアンケート、QU調査*の実施 <p>*楽しい学校生活をおくるためのアンケート。</p>
<p>(2) 子どもの成長を支える就学前教育・保育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇こども園を中心に、就学前の教育・保育ニーズに応えます。 ◇保育人材の確保に取り組むとともに、保育従事者の専門性及び保育の質の向上に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育支援システム（コドモン）の活用 ○一時預かり保育の実施 ○乳児等通園支援事業の実施 ○保育の量と質の確保 ○ブックスタート事業
<p>(3) 子どもを安心して産み育てる環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇妊娠期から子育て期まで様々なニーズに切れ目なく、ワンストップで総合的な相談支援を行います。 ◇助産師等の専門職が、産婦の心身のケア、乳房ケアや授乳に関する相談、育児のサポート等を行います。 ◇子育て支援に関するサービス等について、支援を必要とする人に届くよう、多様な媒体で情報提供します。 ◇地域における子育て支援の拠点活動として行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○こども家庭センターの運営 ○産後ケア事業の実施 ○子育て支援センターの運営 ○かわべ子育てきずなLINEによる情報発信
<p>(4) 子育て支援の環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇児童が放課後や長期休暇中、安心して過ごせる場の提供に取り組みます。 ◇子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、地域での子育て支援を促進します。 ◇子育て保護者同士の交流、情報交換を行える場の提供や、子育てサークルの活動支援に取り組みます。 ◇学習支援や食事の提供等、子どもの居場所づくりにつながる事業拡大を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの充実 ○ファミリー・サポート・センター*事業（広域連携） ○乳幼児学級の実施 ○児童館活動の推進 ○子ども食堂への運営補助 <p>*地域で子育てを助け合う取組。</p>
<p>(5) 様々な経済的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇経済的支援が必要な子育て家庭を支えることで、子どもの健やかな成長につなげます。 ◇子どもの養育が困難であったり、経済的に厳しい家庭に対して、相談支援や自立支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療費の助成（18歳まで） ○子育て世帯訪問支援事業・子育て短期支援事業の実施 ○ひとり親家庭への支援 ○就学援助制度の運用 ○子ども園おむつ無償化

【主な関連計画】

- 川辺町子ども・子育て支援事業計画

1－2 高齢者福祉

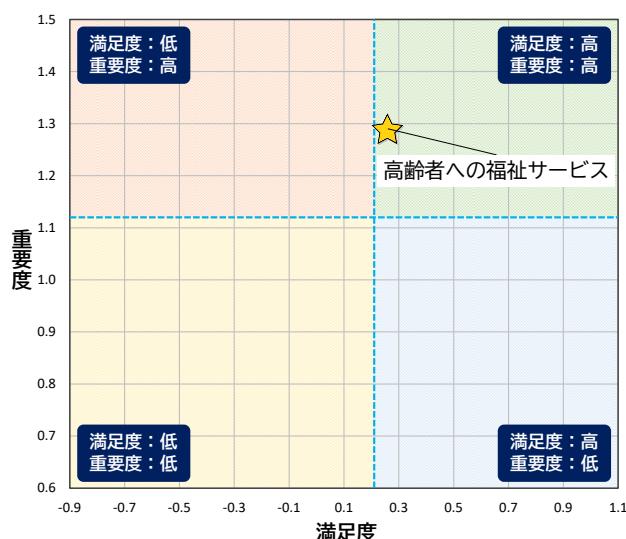
【施策が目指すまちの姿】

◇年齢を重ねても住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らせるまち

【指標】

指標	単位	現状値	前期計画終了時
「かわべイキイキ体操教室」の参加人数	人/年	449 ※R6	520
65歳以上人口のうち要介護認定者の割合	%	17.7 ※R7.4時点	19.7
ふれあいサロンの実施箇所数	箇所	19 ※R7	20

【満足度・重要度】※住民意識調査（R6）より



取組を進める視点

年齢を重ねても安心して暮らせる地域づくりのため、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化に向けた取組を推進することが重要です。

また、個人の尊厳を保ちながら、生涯にわたり暮らすことができる地域づくりを進め、介護保険サービスの確保と介護保険事業の適切な運営に取り組んでいきます。

【主な施策】

施策の方向	主な取組
<p>(1) 介護予防の推進</p> <p>◇介護予防・日常生活支援総合事業により、要介護状態等となることの予防や地域における自立した日常生活の支援を行います。</p> <p>◇保健事業と介護予防を一体的に推進し、健康づくりから高齢期の介護予防へスムーズに移行できるように取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○一般介護予防事業の実施 ○地域包括支援センターの機能強化 ○健康教育・健康相談の実施 ○フレイル*予防の推進 <p>*心身の活力が低下し、健康と要介護の中間的な「虚弱」の状態。</p>
<p>(2) 地域包括ケアの強化</p> <p>◇高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センターに専門職等を配置し、あらゆる面において高齢者とその家族の地域での暮らしを支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○総合相談支援事業の実施 ○ケアマネジメント事業の実施 ○権利擁護に関する取組 ○地域ケア会議の開催 ○生活支援サービスの体制整備
<p>(3) 認知症施策の推進</p> <p>◇認知症に対する正しい知識と対応方法を身につけられるように取り組みます。</p> <p>◇認知症に関する相談対応を行うとともに、必要に応じて専門医や認知症疾患医療センター等と連携し、認知症の早期発見・早期対応を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症予防に向けた各種事業の充実 ○認知症の人を見守る体制の強化・孤立感を軽減する取組の実施 ○認知症の人を地域で支えるための理解の促進と人材育成 ○認知症に関する相談体制の整備と医療機関との連携強化による早期対応
<p>(4) 高齢者の生きがいづくり</p> <p>◇今まで高齢者が培ってきた知識や技能・技術、経験等を發揮し、地域の担い手として活躍できる機会づくりを進めます。</p> <p>◇高齢になっても学びや様々な人と触れ合える機会づくりを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○シルバー人材センターの充実 ○福寿会活動の活性化 ○サークル活動の促進 ○高齢者のＩＣＴ*活用支援 <p>*情報通信技術。</p>
<p>(5) 介護保険事業の適切な運営</p> <p>◇介護を必要とする人が適切なサービスを受けられるよう、介護保険サービスの確保に努め、持続可能な介護保険事業の運営に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○介護サービスの提供体制の整備 ○介護保険制度や各種サービスの周知 ○介護人材の確保・定着に向けた取組 ○介護給付適正化の推進

【主な関連計画】

- 川辺町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
- 川辺町地域福祉計画

1 – 3 障がい者福祉

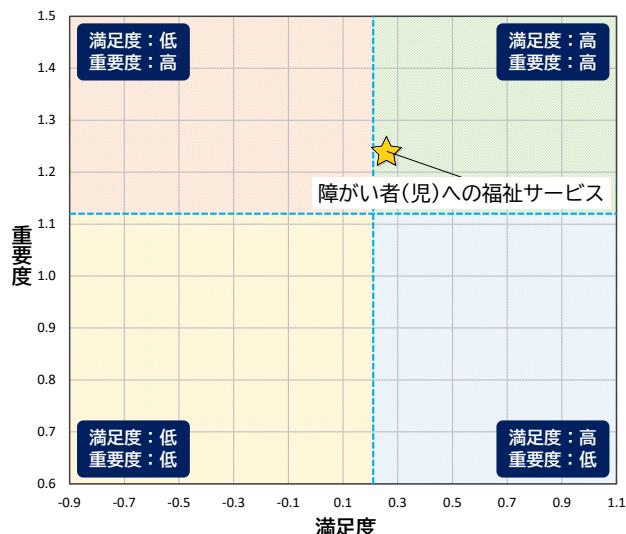
【施策が目指すまちの姿】

◇障がいの有無にかかわらず、互いの立場を認め合えるまち

【指標】

指標	単位	現状値	前期計画終了時
障がい者（児）への福祉サービスの満足度 ※総合計画策定にかかる住民意識調査より	%	56.2 ※R6	60.0

【満足度・重要度】※住民意識調査（R6）より



取組を進める視点

本町では、障がい福祉に関する多様なニーズに対応できるよう、障がいのある人への自立支援や地域生活移行に向けた様々な支援をはじめ、共生社会の実現をめざす障がい福祉サービスの拡充や各種支援体制の取組を進めています。

また、障がいに対する理解を促進し、障がいのある人も個人の尊厳を保ちながら住み慣れた地域で自立した生活を過ごせる体制づくりを進めています。

【主な施策】

施策の方向	主な取組
(1) 自立支援・地域生活支援の基盤整備 <p>◇住み慣れた地域で暮らしていけるよう、日常生活を支援する障がい福祉サービスの充実を図ります。</p>	○障がい福祉サービスの確保 ○地域生活支援事業の充実 ○家族介護者に対する支援 ○医療費の助成
(2) 障がい児への支援体制づくり <p>◇乳幼児健康診査において障がいや発達に関する困りごとの早期発見に努め、おおぞら教室等では児童の発達支援に関する支援を行います。</p> <p>◇ライフステージに応じて障がい児の成長を支える支援体制の構築を進めます。</p> <p>◇障がい児を受け入れる保育施設、学校施設等の環境改善に努めます。</p>	○早期発見・早期療育の推進 ○教育相談の実施 ○特別支援学級・通級による指導 ○インクルーシブ*教育の推進 ○放課後の居場所の確保 ○医療的ケア児への対応 *多様な人々を排除せずに受け入れて、共に生きる社会を目指す考え方。
(3) 社会参加の環境づくり <p>◇情報を入手しやすい環境を整備します。</p> <p>◇外出や移動を支援します。</p> <p>◇スポーツ・レクリエーション活動に参加できる場や機会の提供に努めます。</p> <p>◇関係機関と連携し、就労及び就労の定着・継続に向けた支援を行います。</p>	○情報のバリアフリー化の推進 ○外出支援サービスの充実 ○重度障害者社会参加助成事業の実施 ○スポーツ・レクリエーション等による交流の促進 ○希望と能力を生かせる就労支援 ○合理的配慮の提供 ○不当な差別的取扱いの禁止
(4) 共生社会に向けたまちづくりの推進 <p>◇障がいに対する理解促進と、あらゆる面での差別解消を図ります。</p> <p>◇生活道路や公共施設等の整備・改修の際は、全ての人が利用しやすいように配慮します。</p> <p>◇周囲の人に支援や配慮が必要であることを伝える手段を周知します。</p>	○障がいに対する理解促進 ○バリアフリー化・ユニバーサルデザイン*化の推進 ○障がい者マークの普及啓発 *特定の者を想定せず、多様な人々が使いやすいようにデザインする考え方。

【主な関連計画】

- 川辺町障がい者計画
- 川辺町障がい福祉計画及び川辺町障がい児童福祉計画

1－4 地域福祉

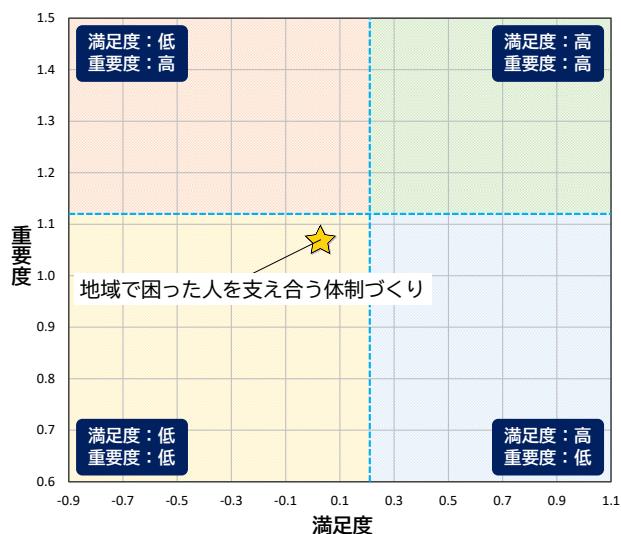
【施策が目指すまちの姿】

◇住民同士に助け合いや支え合いの心が根づき、誰もが幸せに暮らせる福祉のまち

【指標】

指標	単位	現状値	前期計画終了時
やすらぎの家の利用者数	人/年	9,642 ※R6	13,400
要援護者地域見守りネットワーク事業登録数	事業所	17 ※R6	17

【満足度・重要度】※住民意識調査（R6）より



■地域で困った人を支え合う体制づくり

満足度：低 重要度：低

0.03 1.07

取組を進める視点

社会情勢の変化、ライフスタイルの多様化により、一人ひとりが抱える生活課題も複雑化・複合化しています。いつまでも住み慣れた地域で安全・安心に生活できる「地域共生社会」の実現には、住民同士による福祉活動や、多様で複層的な支援ニーズに対応できる包括的な支援体制の強化が必要です。

地域福祉の理念や取組を周知・啓発して住民意識の高揚を図り、様々な課題に対応できるよう、地域住民をはじめ関係機関や各種団体と連携して、地域共生社会に向けた取組を進めていきます。

【主な施策】

施策の方向	主な取組
<p>(1) 福祉の心の醸成</p> <p>◇住民一人ひとりが福祉に関する意識と理解を深められるように取り組みます。</p> <p>◇幅広い年齢層がボランティアに参加できるきっかけづくりを支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉教育の推進 ○福祉やボランティアに関する情報提供 ○ボランティア団体への支援
<p>(2) 包括的な支援体制の推進</p> <p>◇関係機関・団体と連携し、相談者の属性・世代・内容に関わらず相談を受け止め、情報や課題を共有して適切な支援へつなげる包括的な支援体制を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○重層的支援体制整備事業の実施 ○地域包括支援センターや基幹相談支援センターの機能強化 ○民生委員・児童委員との連携 ○社会福祉協議会との連携
<p>(3) 支え合いによる地域づくりの推進</p> <p>◇日頃から住民同士で互いを見守る等、地域での交流の機会や居場所等を充実することにより、それぞれが支え合える地域づくりを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○見守りや声かけの促進 ○要援護者地域見守りネットワーク事業の充実 ○サロン活動の促進 ○やすらぎの家の運営
<p>(4) 権利擁護の推進</p> <p>◇配偶者等に対する暴力や高齢者・障がい者・子ども等への虐待防止に向けて関係機関と連携して取り組みます。</p> <p>◇成年後見制度を周知・普及することで、判断能力が困難な方の権利擁護に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待防止の推進 ○成年後見制度の利用促進
<p>(5) 様々な困難を抱える人への支援</p> <p>◇関係機関との連携により複合的な課題を抱える人とその世帯の状況を把握し、必要な支援が行き届くように努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○制度の狭間等への対応 ○自立支援や経済的支援 ○ひきこもり等への支援 ○各種支援制度の周知と適正な利用促進

【主な関連計画】

- 川辺町地域福祉計画
- 川辺町子ども・子育て支援事業計画

1－5 健康・医療

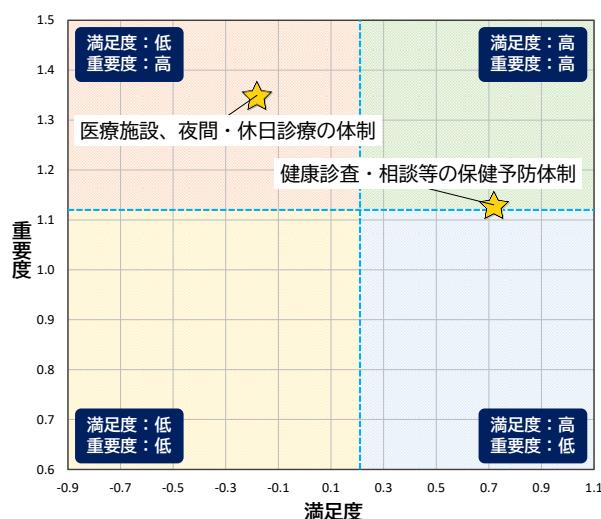
【施策が目指すまちの姿】

- ◇自主的・主体的な健康づくりに取り組み、いつまでも健やかに暮らせるまち
- ◇必要な時に必要な医療が地域で受けられるまち

【指標】

指標	単位	現状値	前期計画終了時
特定健診受診率	%/年	43.2 ※R6	50
特定保健指導実施率	%/年	42.3 ※R6	75
健康増進に関する教室の参加人数	人/年	45 ※R6	45

【満足度・重要度】※住民意識調査（R6）より



■健康診査・相談等の保健予防体制

満足度：高 重要度：高

0.72	1.13
------	------

■医療施設、夜間・休日診療の体制

満足度：低 重要度：高

-0.18	1.35
-------	------

取組を進める視点

本町では、住民が生涯にわたり健やかで幸せに暮らすことができるよう、健康づくりを基本としたまちづくりを進めてきました。

自らの健康の重要性に気づき、健康づくりの取組を始め、個人・地域・行政・社会がつながることで、住民の健康寿命を伸ばし、心身ともに健やかに暮らせる取組を進めていきます。

また、本町に所在する医療機関をはじめ、広域的な連携体制により地域医療体制を維持していきます。

【主な施策】

施策の方向	主な取組
<p>(1) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進</p> <p>◇ライフステージに応じた食事・運動・休養等の生活習慣について普及・啓発します。</p> <p>◇生活習慣病を発症しても生活の質が維持できるよう、重症化予防の取組を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各種がん検診の実施 ○特定健康診査の実施 ○特定保健指導・個別指導
<p>(2) 健康づくりの推進</p> <p>◇健康で充実した生活を送るために、妊娠・出産期から高齢期に至るまでの各ライフステージにおいて、必要な情報提供、健（検）診、相談事業、地域活動等を充実させ、健康づくりに取り組めるよう支援します。</p> <p>◇感染症への正しい知識を周知し、感染症予防と感染拡大防止を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○母子保健事業の実施 ○健康に関する広報・啓発 ○国保、後期高齢・保健に関する健康増進事業の実施 ○ライフステージに応じた健康づくりの促進 ○予防接種の実施 ○感染症情報の提供
<p>(3) 食育の推進</p> <p>◇多様な暮らしに対応した健康寿命の延伸、食の循環や環境への意識、食文化の伝承に向けた食育等を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○食育に関する広報・啓発 ○地産地消の推進
<p>(4) こころの健康対策（自殺対策の推進）</p> <p>◇病気、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立等の様々な潜在リスクに気づき、早期に対応できる体制づくりを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ネットワーク機能の強化 ○ゲートキーパー*の養成 ○児童生徒のS O S の出し方に関する教育 ○いのちの授業の実施 *悩んでいる人に適切な対応が図れる人。
<p>(5) 地域医療体制の維持</p> <p>◇加茂医師会、加茂歯科医師会等と連携して一次医療体制を維持し、休日診療及び夜間・救急対応が可能な医療機関を確保します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○かかりつけ医の普及 ○休日当番医、救急電話相談等の周知 ○夜間・救急対応の医療機関の確保
<p>(6) 国民健康保険制度・後期高齢者医療保険制度の健全運営</p> <p>◇住民に対して健康保険の理解度を高め、保険税（料）を適正に収納し、国民皆保険制度の基盤強化を図るとともに、医療機関の適正受診を促進し、医療費の抑制に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○保険税（料）収納体制の強化 ○健康保険制度の周知 ○医療費の通知 ○レセプト点検の実施

【主な関連計画】

- 川辺町健康増進計画・食育推進基本計画
- 川辺町新型インフルエンザ等対策行動計画
- 川辺町データヘルス計画及び川辺町特定健康診査等実施計画
- 川辺町自殺対策計画
- 川辺町子ども・子育て支援事業計画

基本目標2 あらゆる学びで未来を創るまちづくり

2-1 学校教育・青少年の育成

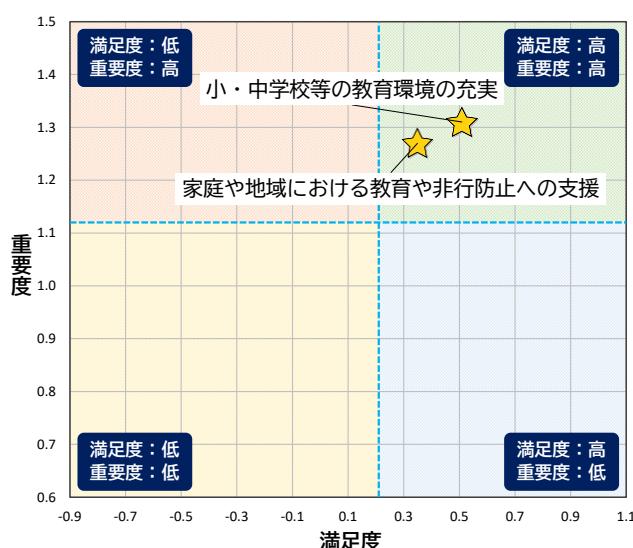
【施策が目指すまちの姿】

- ◇心身ともに健康で、ふるさとを愛する人間性豊かな子どもが育つまち
- ◇変化の激しい社会を生き抜く力を身につけ、未来を切り拓く子どもが育つまち

【指標】

指標	単位	現状値	前期計画終了時
「アカヤシオ賞」の受賞者数	人	73 ※R6	100
里山、ダム湖を活用したふるさと教育の実施数	件/年	8 ※R6	8

【満足度・重要度】※住民意識調査（R6）より



■小・中学校等の教育環境の充実

満足度：高	重要度：高
0.51	1.31

■家庭や地域における教育や非行防止への支援

満足度：高	重要度：高
0.35	1.27

取組を進める視点

令和12年度からの学習指導要領では、多様な子どもが、自分の力を発揮しながら、デジタル社会で生き抜く力を育てる方向で議論が進んでいます。これは生成AI等の新たなツールの普及により、詰め込み型教育の転換が迫られていることを意味しています。

このため、社会のグローバル化やデジタル化が進む中で、子どもたちが夢をもって自らの個性と能力を生かし、主体的に生きていくための力を身につけられるように取り組みます。

また、子どもが若者へ、そして自立したおとなへと健やかに成長できるよう、家庭・地域・学校が一体となった取組を進めます。

【主な施策】

施策の方向	主な取組
<p>(1) 確かな学力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇基礎学力を確実に修得・定着させ、身についた知識・技能を活用する力を育成します。 ◇グローバル社会に対応できる英語教育やＩＣＴを活用した教育を行うため、指導方法や人員の充実を図ります。 ◇子どもが本に親しむ機会を増やします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○主体的・対話的で深い学びの推進 ○外国語指導助手（ＡＬＴ）の効果的な活用 ○ＩＣＴ教育の推進 ○個別最適な学びの推進 ○読書活動の推進
<p>(2) 豊かな心、健やかな体の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇人と地域との関わりを大切にする心、郷土に誇りを持つ心、ふるさとを愛する豊かな心を醸成します。 ◇集団活動やふだんの生活を通じて、互いに認め合う心を育みます。 ◇スポーツや町の自然の良さを生かした教育活動・体験活動を充実させます。 ◇児童生徒の健康の維持増進を図るため、学校保健と食育活動を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ふるさと教育の推進（里山登山、ボート体験、カヌー教室） ○協働的な学びの推進 ○いのちの授業の実施 ○スポーツ・自然体験活動の実施 ○学校給食による食育の推進
<p>(3) 発達段階を踏まえた系統的な子育て、教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇福祉部門との連携を図り、妊娠期からの子育ての啓発をします。 ◇乳幼児学級等を通して親同士のつながりを作り、健全な子どもの育成に関する学びの場も提供します。 ◇保健センター、おおぞら教室、こども園、学校が緊密に連携し、支援が必要な子の早期指導につなげます。 ◇保護者と連携を深め、児童生徒の発達や成長を共通認識のもと的確に把握して実践に活かします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○こども家庭センターによる妊娠・出産・育児サポート ○乳幼児学級の実施 ○おおぞら教室の運営 ○学校支援員の配置 ○あらたまプランの実践
<p>(4) 教育力が育つ学校づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇教職員の指導力を高めながら、学校の創意工夫を生かす学びのスタイルを確立します。 ◇学校と地域が同じ立場で子どもたちを育てる「地域と共にある学校づくり」を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員への研修の実施 ○コミュニティスクールの推進 ○部活動の地域展開の推進
<p>(5) 安心して学べる教育環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇安全安心な学校生活を送ることができる教育環境を整備します。 ◇いじめ、問題行動、不登校等について、組織的に迅速かつ適切な対応ができるよう努めます。 ◇学校施設の老朽化や児童数の減少が見込まれる中、住民や関係者の意見を聴取し、小学校再編を視野に入れた学校整備計画の策定を進めます。 ◇心と体の健康と安全、地域環境、さらには避難所としての防災機能にも配慮した学校施設の整備を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設及び設備の点検・修繕の実施、屋内運動場空調設置、トイレ洋式化 ○スクールカウンセラーの配置 ○教育相談体制の充実 ○学校トイレに生理用品の設置 ○下校支援車両運行 ○いじめ、不登校対応の充実 ○情報モラル教育の推進
<p>(6) 青少年の健全育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇青少年育成団体や学校、家庭等が連携し、地域の子ども・若者の健全育成のための取組を推進します。 ◇あらゆる媒体から得られる情報を正しく安全に利用するため、適正利用の知識の醸成を図ります。 ◇ネット社会における情報の正しく安全な利用方法を指導します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ運動の推進 ○読書活動の推進 ○ＳＮＳ*等、インターネットの適正利用の推進 ○青少年育成町民会議の支援 ○子どもの居場所づくり *文章・写真・動画等で知り合いとコミュニケーションするサービス。

【主な関連計画】

●川辺町あらたまプラン

●川辺町子ども・子育て支援事業計画

2-2 生涯学習・文化・スポーツ

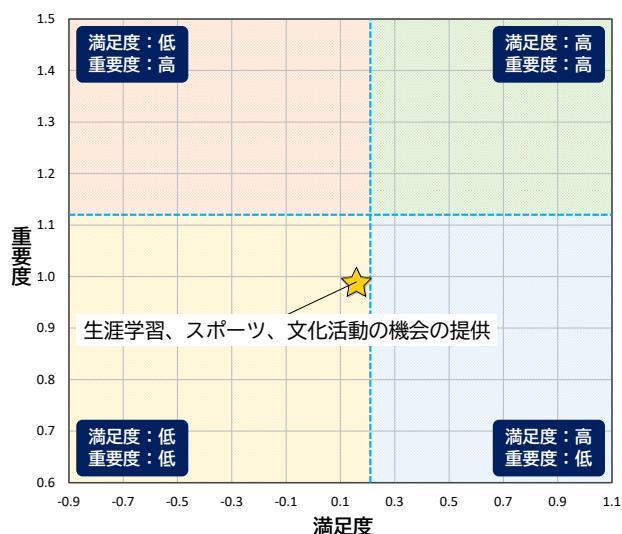
【施策が目指すまちの姿】

◇様々な学びの機会が生涯にわたって提供され、自己実現と社会参加が促進されるまち

【指標】

指標	単位	現状値	前期計画終了時
公民館の年間利用者数	人/年	27,781 ※R6	28,000
住民1人当たりの年間の図書の貸出冊数	冊/人	2.41 ※R6	2.50

【満足度・重要度】※住民意識調査（R6）より



■生涯学習、スポーツ、文化活動の機会の提供

満足度：低	重要度：低
0.16	0.99

取組を進める視点

本町では、子どもから高齢者まで生涯にわたる学びの場を提供するとともに、学んだ経験や知識を地域に還元する環境づくりに取り組んできました。

引き続き、住民ニーズを捉えながら、生涯にわたる多様な学びの場を提供し、諸活動を支える人材の育成や施設の適切な維持管理に努めていきます。

【主な施策】

施策の方向	主な取組
<p>(1) 生涯学習・文化・スポーツ関連施設の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇社会教育施設やスポーツ関連施設の利便性向上と利用促進に努めます。 ◇社会教育施設やスポーツ関連施設について必要な改修を行いながら適切な維持管理と利用促進を図ります。 ◇貸出の利便性向上や蔵書の充実等、利用者のニーズに応えた図書室機能の拡充に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各施設の利便性向上 ○各施設の維持管理 ○県図書館と連携した図書貸出機能の強化
<p>(2) 生涯学習・文化・スポーツ活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ニーズをとらえた生涯学習講座やイベント等を開催し、文化・芸術に親しむ機会を提供します。 ◇様々なスポーツの参加機会を提供し、スポーツに親しむ環境づくりを推進します。 ◇スポーツ活動を支える人材の育成・確保に努めます。 ◇多様な媒体により、生涯学習・文化・スポーツ活動に関する情報を発信します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○芸術劇場の開催 ○自然を生かしたスポーツイベントの開催 ○総合型地域スポーツクラブの充実 ○活動を支える指導者の育成・確保 ○生涯学習・スポーツ活動に関する情報発信
<p>(3) やりがい・生きがいづくりの創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇自分の特技や良さを生かし、発揮できる場所や機会を創出します。 ◇地域学校協働活動の仕組みを定着し、学校が地域住民の「やりがい・生きがい」を感じられる居場所にします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習・スポーツ関連講座の開催 ○地域学校協働活動の推進 ○部活動地域展開の充実

基本目標3 豊かな自然に抱かれた安全・快適なまちづくり

3-1 道路・交通

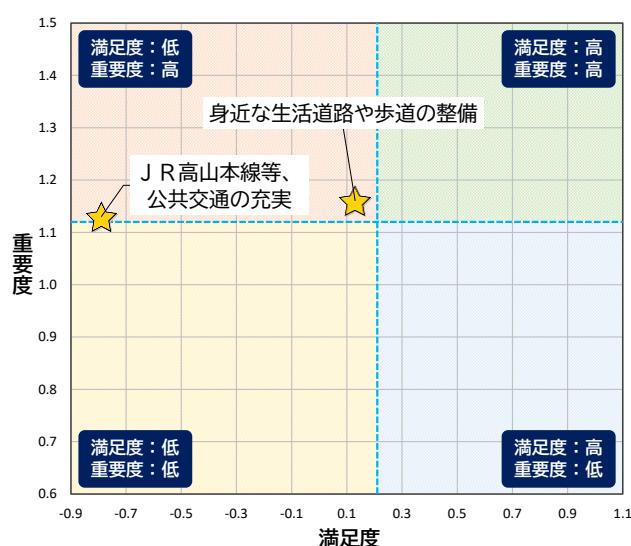
【施策が目指すまちの姿】

◇道路の整備や地域公共交通が維持されることで、普段の移動がスムーズなまち

【指標】

指標	単位	現状値	前期計画終了時
身近な生活道路や歩道の整備 ※総合計画策定にかかる住民意識調査より	%	54.5 ※R6	58.4
JR高山線等、公共交通の充実 ※総合計画策定にかかる住民意識調査より	%	23.0 ※R6	33.0

【満足度・重要度】※住民意識調査（R6）より



■身近な生活道路や歩道の整備

満足度：低 重要度：高	
0.13	1.16

■JR高山本線等、公共交通の充実

満足度：低 重要度：高	
-0.79	1.13

取組を進める視点

本町は、国道41号美濃加茂バイパスや東海環状自動車道等の広域道路ネットワークとJR高山本線により、中京圏内の各都市へのアクセスが容易な地域です。また、生活圏としてつながりのある美濃加茂市をはじめ、近隣市町へのアクセスも良好です。

引き続き、住民の日常生活の利便性や近隣市町へのアクセス向上のため、持続可能な公共交通のあり方の検討と、道路の維持・整備に努めています。

【主な施策】

施策の方向	主な取組
<p>(1) 幹線道路の整備と維持管理</p> <p>◇国道41号美濃加茂バイパスや国道・県道の幹線道路について、整備・改良促進を国・県に要望します。</p> <p>◇町内の各地域や公共施設等を結ぶ幹線道路について、地域間の連携強化や交流促進のため、道路拡幅や歩道整備等、機能向上を推進し、緊急時にも機能するよう施設の維持に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○広域道路網の整備要望 ○主要道路ネットワーク機能の維持・改善
<p>(2) 生活道路の整備と維持管理</p> <p>◇生活道路について、狭い道路の解消等、地域の実情に応じた整備を図り、日常生活の利便性向上や緊急・災害時の利用における安全性の向上に努めます。</p> <p>◇通学路の安全点検を通じ、ガードレール等の整備を推進します。</p> <p>◇老朽化した道路施設について、点検や診断を実施しながら適切な維持管理や更新に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○道路機能の維持・改善 ○通学路合同点検
<p>(3) 公共交通の維持</p> <p>◇住民や来訪者の重要な交通手段であるJR高山線について、JRに要望して利便性の維持・向上を図ります。</p> <p>◇福祉バスの継続に加え、みのかも定住自立圏における近隣市町と連携したデマンドバスの導入等、効率的な公共交通を検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○JR高山本線の利便性の確保 ○福祉バスの継続及びデマンドバス*の導入の検討 <p>*需要に応答する仕組みの交通手段。</p>

【主な関連計画】

- 川辺町通学路交通安全プログラム
- 川辺町橋梁長寿命化修繕計画
- みのかも定住自立圏構想

3－2 上水道・下水道

【施策が目指すまちの姿】

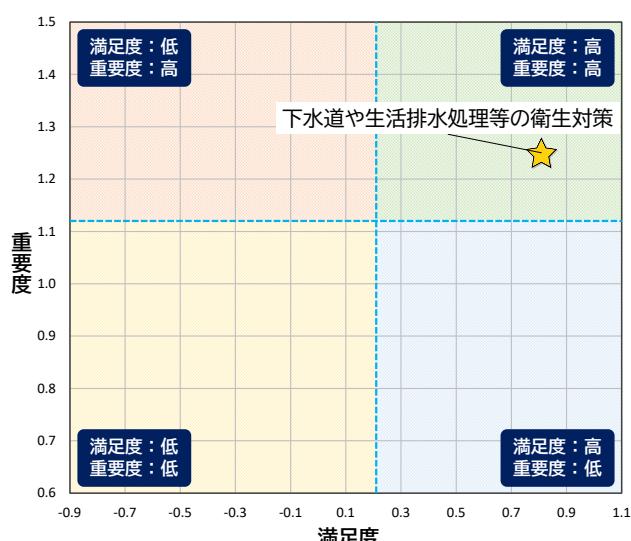
◇生活を支える水道や下水道を安定的に利用できるまち

【指標】

指標	単位	現状値	前期計画終了時
有収率*	%	86.0 ※R6	90.0
重要給水施設配水管の耐震化率 (重要給水施設耐震管路延長/重要給水施設配水管延長×100)	%	30.8 ※R6	66.1
水道管路経年化率 (法定耐用年数を超過した管路延長/総管路延長×100)	%	26.1 ※R6	23.6
水洗化率 ※下水道処理区域において公共下水道に接続している割合 (水洗化人口/処理区域内人口×100)	%	83.7 ※R6	96.7

*供給した水（配水量）のうち、水道料金収入につながった水（有収水量）が占める割合。数値が高いほど施設が効率的に運営されていることを示す。

【満足度・重要度】※住民意識調査（R6）より



■下水道や生活排水処理等の衛生対策

満足度：高 重要度：高

0.81 1.25

取組を進める視点

近年、全国的に上水道及び下水道に関する維持管理が問題となっています。これは、施設・設備の老朽化への対応や利用の減少による収入の減少等、年々経営の厳しさが増していることや、運営のための人員の確保、布設配管の点検の難しさ等、様々な要因が挙げられます。

住民の文化的な生活の営みに欠かせない上水道や下水道の持続的なサービス提供に向けて、中長期的な観点から健全な運営に取り組んでいきます。

【主な施策】

施策の方向	主な取組
<p>(1) 健全な水道事業の運営</p> <p>◇老朽化した配水管路の更新や水道施設の適切な維持管理により、良質な水を給水区域に安定的に供給します。</p> <p>◇老朽化した配水管路の更新・布設替えにあわせ、配水管路の耐震化を進めます。</p> <p>◇利用ニーズや人口動向を中長期的に勘案しながら、持続的で効率的な水道事業の運営に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○水道施設の維持管理 ○配水管路の耐震化 ○水道事業運営の投資と料金水準の適正化
<p>(2) 健全な下水道事業の運営</p> <p>◇住民に対して自然環境・公衆衛生の保全や浸水被害の低減等に寄与する下水道の意義を周知します。</p> <p>◇未接続の世帯に対し、公共下水道への早期接続の必要性を周知し、水洗化率の向上を図ります。</p> <p>◇利用ニーズや人口動向を中長期的に勘案しながら維持管理・修繕・更新または事業の統合等を実施し、持続的で効率的な下水道事業の運営に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道事業の啓発 ○下水道施設の維持管理 ○雨水排水施設の維持管理 ○下水道事業運営のための投資と使用料の適正化

【主な関連計画】

- 川辺町水道ビジョン
- 川辺町水道事業経営戦略
- 川辺町下水道事業経営戦略プラン
- 農業集落排水事業経営戦略プラン

3-3 居住環境

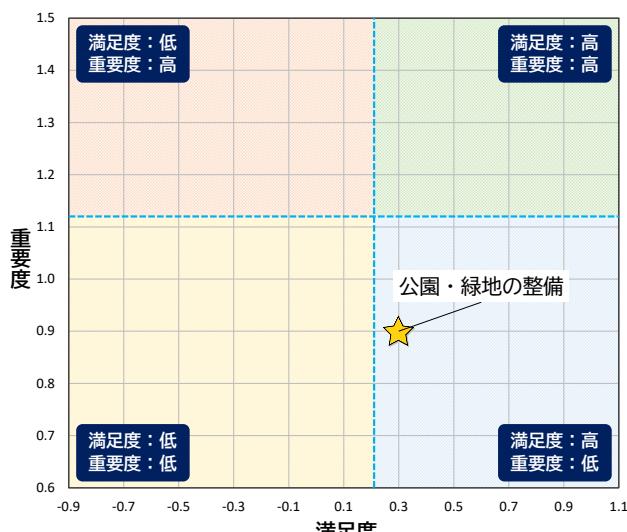
【施策が目指すまちの姿】

- ◇住環境が整い、快適な暮らしが実感できるまち
- ◇住民に身近な憩いと交流の場がいつも賑わっているまち

【指標】

指標	単位	現状値	前期計画終了時
良好な居住環境の整備の満足度 ※総合計画策定にかかる住民意識調査より	%	62.5 ※R6	70.0
地籍調査実施率	%	7.6 ※R6	8.6
空き家バンクでの成約件数（累計）	件	56 ※R6	80
住み続ける人の割合（%） ＊総合計画策定にかかる住民意識調査より	%	81.0 ※R6	85.0
社会増減数（転入－転出）	人	21 ※R6	30

【満足度・重要度】※住民意識調査（R6）より



■良好な居住環境の整備

満足度：高 重要度：高	
0.34	1.15

■公園・緑地の整備

満足度：高 重要度：低	
0.30	0.90

取組を進める視点

本町では、無秩序な土地利用を抑制しながら、住宅地等と農地や森林等が調和した緑と水の豊かな町の形成を図っており、引き続き、適切な土地利用を推進していきます。

公園等の維持管理や整備、町営住宅の適正管理、空き家対策の推進により住環境の向上を図ります。

さらに、本町の魅力を発信し、移住・定住を促進していきます。

【主な施策】

施策の方向	主な取組
(1) 適切な土地利用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇住宅地等の宅地開発と農地や森林等の土地利用が調和した環境形成を図ります。 ◇土地の権利の明確化による公共事業の円滑化や公租公課の公平化等を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な宅地開発の誘導 ○地籍調査の推進
(2) 町営住宅の維持・適正管理 <ul style="list-style-type: none"> ◇町営住宅の長寿命化を図るため、計画的な修繕や施設の適正管理に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○既存町営住宅の適正管理
(3) 空き家対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇空き家所有者に対して適正管理を周知し、空き家バンクの支援を通じて、空き家の利活用を促進します。 ◇管理が行き届かない空家等について、指導・助言を行い、改善が見られないときは必要な措置を講じます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○空き家管理や利活用に関する相談支援・情報提供 ○空き家バンクの活用促進 ○危険空き家対策
(4) 公園の維持管理と整備 <ul style="list-style-type: none"> ◇公園や広場は、レクリエーションやコミュニティの場、災害時の拠点として重要な役割を担うため、適切な維持管理に努めます。 ◇公園や遊歩道について、賑わい空間創出に対応した整備を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民との協働による維持管理 ○公園遊具の安全性の確保 ○ニーズに合わせた公園の整備
(5) 住宅耐震化の促進 <ul style="list-style-type: none"> ◇地震等による家屋等の倒壊を未然に防ぐための耐震化を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震診断への助成 ○耐震改修への助成
(6) 移住・定住の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇町内の住宅の新築・建替を支援します。 ◇多様な媒体により本町の魅力を広く情報発信し、移住・定住につなげます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○定住促進助成金の交付 ○東京圏からの移住支援事業 ○ホームページやSNSによる情報発信

【主な関連計画】

- 川辺町町営住宅長寿命化計画
- 川辺町空家等対策計画
- 川辺町耐震改修促進計画

3－4 防災・消防

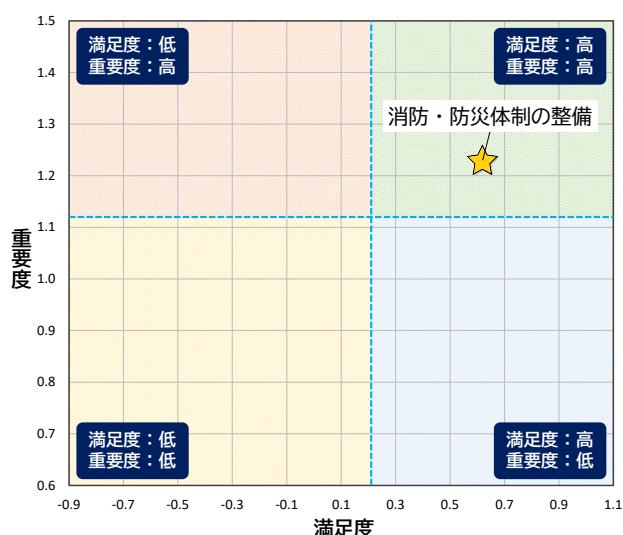
【施策が目指すまちの姿】

◇地域の防災・消防意識が高まり、災害や火災等に対する備えができているまち

【指標】

指標	単位	現状値	前期計画終了時
自主防災組織の組織率	%	8.3 ※R6	49.8
防災訓練参加者数	人/年	200 ※R6	500
防災士の有資格者数（累計）	人	80 ※R6	100
消防・防災体制に対する満足度 ※総合計画策定にかかる住民意識調査より	%	72.3 ※R6	80
消防団員充足率	%	98 ※R6	100

【満足度・重要度】※住民意識調査（R6）より



■消防・防災体制の整備

満足度：高 重要度：高

0.62 1.23

取組を進める視点

本町は過去において自然災害の発生が少ない町ですが、近年、全国的に風水害等の自然災害が頻発しており、いざという時の想定に基づく体制づくりを進めておく必要があります。

このため、住民の防災意識向上に努めるとともに、広域的な連携を含め、消防署や消防団、医療機関等と連携して地域消防・救急体制を構築し、安全・安心な住民の暮らしを支えていきます。

【主な施策】

施策の方向	主な取組
<p>(1) 防災・減災対策の推進</p> <p>◇近年の集中豪雨等に対応するため、県と連携して計画的な河川の土砂浚渫や護岸の維持管理に努め、木曽・飛騨川流域沿線自治体や各関係機関等と協働した総合的な治水対策を検討します。</p> <p>◇災害情報の迅速な発信に対応するため、多様な手段により円滑な情報伝達を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○水害対策の推進 ○防災行政無線システムの運用 ○すぐメール*やSNS等による情報発信 <p>*自治体から住民に発信する地域情報の一斉情報配信システム。</p>
<p>(2) 自主防災組織への支援</p> <p>◇地域の住民で組織し、平常時及び災害発生時の対応を行う自主防災組織の諸活動を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自主的な防災訓練の実施支援 ○防災資機材の購入費支援 ○防災リーダーの育成支援
<p>(3) 災害時避難体制の推進</p> <p>◇住民に災害時への備えを周知し、いざという時には適切な避難行動がとれるよう啓発します。</p> <p>◇高齢者、障がい者、女性や配慮を必要とする人等への対応を想定した避難所運営に努めます。</p> <p>◇災害発生に備え、避難行動要支援者名簿の作成と、名簿登録者に対する個別避難計画の作成に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ハザードマップの作成・更新 ○避難経路の周知 ○避難所の環境向上 ○備蓄食料や資材等の確保 ○避難行動要支援者の把握 ○災害時要配慮者への支援 ○各種団体との災害協定の締結
<p>(4) 地域消防力の強化</p> <p>◇団員の消防技術向上のための訓練の実施や消防資機材の計画的な更新をはじめ、団員数の確保により消防組織の維持・充実を図ります。</p> <p>◇春と秋の火災予防運動や年末警戒等の機会により、火災予防の啓発を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域消防力の維持・充実 ○予防消防活動の充実
<p>(5) 救急・救命時の適切な対応</p> <p>◇急な病気やケガで病院に行くか救急車を呼ぶかに迷った際、専門家からアドバイスを受けられる電話相談窓口の周知を行います。</p> <p>◇心肺蘇生法やAEDの使用方法等の救命行動を体得できるように努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○#7119（救急安心センターぎふ）の周知 ○防災士養成講座の開催 ○普通救命講習会の開催

【主な関連計画】

- 川辺町地域防災計画
- 川辺町国土強靭化地域計画
- 川辺町業務継続計画
- 岐阜県新五流域総合治水対策プラン（木曽・飛騨川流域）

3－5 生活安全

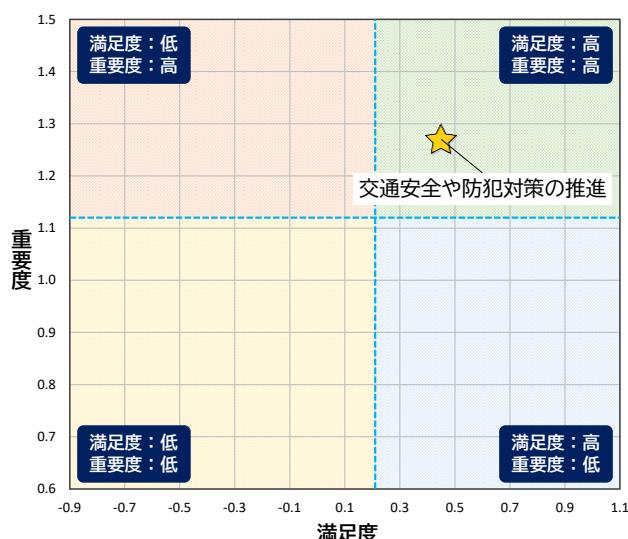
【施策が目指すまちの姿】

◇住民の交通安全意識や防犯意識が高まり、安全・安心に暮らせるまち

【指標】

指標	単位	現状値	前期計画終了時
交通事故発生件数（人身事故発生件数）	件/年	10 ※R6	5
犯罪発生件数（刑法犯の認知状況）	件/年	22 ※R6	20
防犯カメラの設置数（累計）	台	57 ※R6	57

【満足度・重要度】※住民意識調査（R6）より



取組を進める視点

事故や犯罪等に巻き込まれることは、それまでの人生を一変させ、その後の生活にも影響を与えます。また、近年は犯罪の手口が多様化し、次々に新たな手口による被害が発生しています。

すべての住民が安全・安心に暮らせるよう、交通安全に対する意識の醸成を図るとともに、多様化・特殊化する犯罪等から住民が被害を受けることがないように取組を進めます。

【主な施策】

施策の方向	主な取組
<p>(1) 交通安全への取組</p> <p>◇地域の安全・安心の確保に向けて交通安全への意識向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全意識の普及啓発
<p>(2) 防犯対策の推進</p> <p>◇警察等の専門機関と連携を図りながら防犯への意識向上を図ります。</p> <p>◇防犯カメラ及び防犯灯を設置管理し、犯罪・事故等の抑止を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯意識の普及啓発 ○防犯カメラの設置・運用 ○防犯灯の設置・運用
<p>(3) 消費者保護の推進</p> <p>◇近年、多様化しているSNSを利用した詐欺や悪質商法等、消費生活トラブルに対する相談支援体制を整えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○広域消費生活相談室（美濃加茂市）による専門的な相談支援 ○多様で悪質な犯罪に関する情報発信と注意喚起

3-6 自然・環境衛生

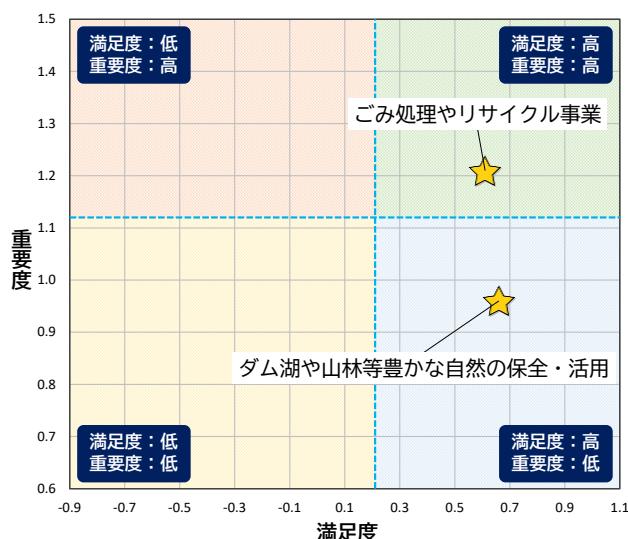
【施策が目指すまちの姿】

- ◇住民、事業所、行政が一体となって環境対策に取り組むまち
- ◇ごみの減量と再資源化の推進により循環型社会が形成されているまち

【指標】

指標	単位	現状値	前期計画終了時
公用車のエコカーの台数	台	7 ※R6	10
住民1人当たりのごみ（可燃・不燃・粗大）排出量	kg/年	129.5 ※R6	119.5
拠点における資源（ペットボトル・発泡スチロール・プラスチック製品・牛乳パック）回収量（t/年）	t/年	47.4 ※R6	54.9

【満足度・重要度】※住民意識調査（R6）より



■ダム湖や山林等豊かな自然の保全・活用

満足度：高 重要度：低

0.66	0.96
------	------

■ごみ処理やリサイクル事業

満足度：高 重要度：高

0.61	1.21
------	------

取組を進める視点

ごみの減量化、循環型社会及び脱炭素社会の実現に向け、資源の有効利用と環境負荷の低減を基本とした、ごみの分別の徹底及び再資源化を推進します。また、住民や事業者との協働を重視し、環境学習や啓発活動を通じて、日常生活や事業活動における行動変容の促進と、地域全体で循環型社会の形成を進めていくことが求められています。

これらの取組を脱炭素の視点と一体的に捉え、資源循環による温室効果ガス排出削減を図り、持続可能な地域社会の形成を目指します。

【主な施策】

施策の方向	主な取組
<p>(1) 自然環境の保全</p> <p>◇自然環境を把握するための検査を実施します。</p> <p>◇二酸化炭素等の温室効果ガス排出量の削減に向けて、再生可能エネルギーの導入や省電力化、EVの導入等による環境保全活動を促進します。</p> <p>◇環境保全意識の高揚を図るとともに、地域での自主的な清掃活動や不法投棄の防止活動等、地域環境の美化活動を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○河川の水質検査の実施 ○公共施設等へのLED照明の導入 ○公用車へのエコカーの導入 ○地域美化の促進
<p>(2) ごみの減量と循環型社会の形成</p> <p>◇ごみの分別に関する普及啓発と5R*（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）の周知により、ごみの減量と循環型社会の形成に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの出し方に関する周知 ○リサイクル教育の推進 ○プラスチック製品分別回収 <p>*断る、減らす、再利用する、修理する、再資源化すること。</p>

【主な関連計画】

- 川辺町一般廃棄物処理基本計画
- 川辺町地球温暖化防止対策実行計画（事務事業編）

基本目標4 にぎわいと潤いのあるまちづくり

4-1 産業振興

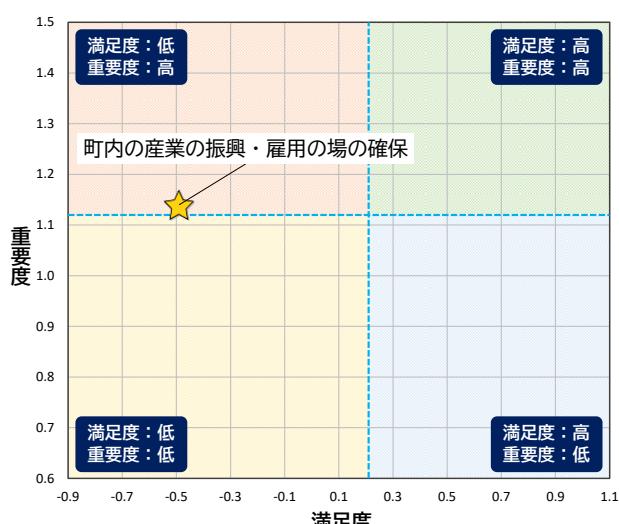
【施策が目指すまちの姿】

- ◇担い手確保と経営環境の充実により、安定的な農林業が維持されるまち
- ◇商工業の活性化により、継続的に雇用の創出が図られるまち

【指標】

指標	単位	現状値	前期計画終了時
中心的な農業経営体数	件	12 ※R6	12
間伐が行われていない人工林面積	ha	175 ※R6	115
新規創業件数（町補助金活用件数）	件/年	3 ※R6	3
企業立地奨励金交付事業所数（累計）	事業所	6 ※R6	9
起業・創業者数（小規模事業者）（累計）	件	19 ※R6	30

【満足度・重要度】※住民意識調査（R6）より



■町内の産業の振興・雇用の場の確保

満足度：低 重要度：高

-0.49	1.14
-------	------

取組を進める視点

本町の第1次産業（農林水産業）従事者はごくわずかですが、豊かな自然の恵みを生かした地元農産物の生産や森林の保全等を進めてきました。また、商工会との連携や各種制度の情報発信等により、本町に所在する事業所への支援に努めてきました。

引き続き、本町の特色を生かした産業振興を推進し、町内における働く場の創出や経済的な潤いにつながるよう、起業・創業・就業支援や商工業の振興に取り組んでいきます。

【主な施策の方向】

施策の方向	主な取組
<p>(1) 農業生産体制への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇地域の実情に応じて農地等を集積・改修し、生産性の向上や良好な営農条件の確保を図ります。 ◇農業者の内発的な生産性向上と労働力効率化を支援します。 ◇農地の有効利用や耕作放棄地の抑制を支援します。 ◇野生鳥獣の鳥獣害対策に取り組み、被害低減を図ります。 ◇農道、農業用排水路、ため池等の農業土木施設の適正な維持管理に努めます。 ◇土地改良区への支援を通じ、農業用水の安定供給を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○国・県の補助制度等を活用した営農基盤整備 ○防護柵の設置や猟友会との連携 ○土地改良区への支援
<p>(2) 森林の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇森林機能を発揮させるため森林所有者や関係団体等と連携を図ります。 ◇国から譲与される税を活用した事業を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○間伐による森林管理 ○林道・作業道の整備 ○森林環境譲与税を活用した事業の実施
<p>(3) 商工業の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇既存店舗の活性化や地場産業の経営基盤強化等を図るため、商工会と連携し、必要な支援策の検討・実施に努めます。 ◇地元特産品の販売促進と、新たな商品の開発やPRを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○商工会との連携 ○商工業者への支援策の検討 ○特産品協議会への支援 ○直売所運営協議会への支援 ○ふるさと納税制度を活用した特産品の販売促進
<p>(4) 経営基盤の強化と就労先の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇商工会と連携し、事業の経営基盤の安定化や経営者・後継者の育成、事業承継の支援を推進します。 ◇地元企業の雇用の安定と就労機会の確保を図るため、商工会をはじめ関係機関と連携した取組を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○商工会との連携 ○事業継承の促進 ○小規模事業者への補助の実施 ○地元企業の情報発信
<p>(5) 企業誘致や起業・創業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇条例に基づく奨励措置や工場等の立地に適する用地の情報を提供することで、企業誘致を促進します。 ◇起業・創業を希望する方への支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所設置奨励金の交付 ○雇用促進奨励金の交付 ○工場等用地バンクの情報提供 ○創業者への補助の実施

【主な関連計画】

- | | |
|---------------|--------------------------|
| ●川辺農業振興地域整備計画 | ●川辺町地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画） |
| ●川辺町鳥獣被害防止計画 | ●川辺町森林整備計画 |
| ●川辺町創業支援等事業計画 | |

4-2 観光・交流

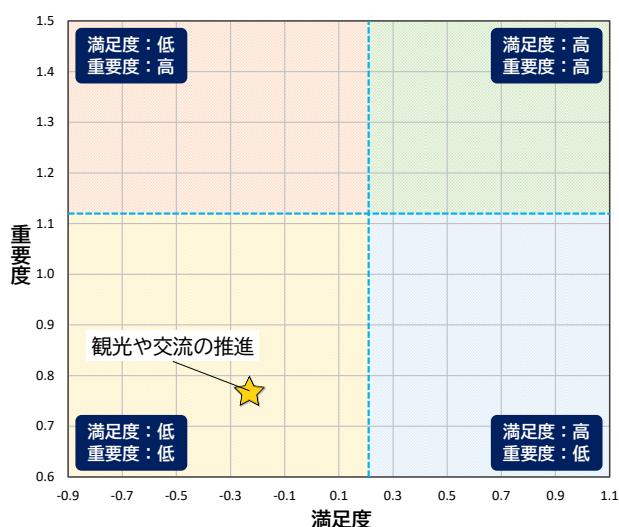
【施策が目指すまちの姿】

◇豊かな自然に触れることで、何度も訪れたくなるまち

【指標】

指標	単位	現状値	前期計画終了時
里山登山者数	人/年	20,939 ※R6	22,000
主要なイベントの来客数	人	22,600	25,700
かわべ清流レガッタ		(600)	(700)
川辺おどり・花火大会		(13,000)	(15,000)
FUMOTO		(9,000)	(10,000)

【満足度・重要度】※住民意識調査（R6）より



■観光や交流の推進

満足度：低 重要度：低	
-0.23	0.77

取組を進める視点

本町の豊かな自然環境に加え、スポーツ・レクリエーション施設、イベント等の開催により、毎年町外から多くの人が訪れています。引き続き、多くの人に訪れていただける町の魅力を高められるよう取り組んでいきます。

また、本町に継続的にかかわっていただける人を増やすことで、町のにぎわいや地域の活性化にも寄与するようにつなげていきます。

【主な施策の方向】

施策の方向	主な取組
<p>(1) 観光資源の活用</p> <p>◇本町が誇るダム湖や軽登山ができる低山等、豊かな自然や歴史文化等の観光資源を活かし、町外からの観光誘客につなげます。</p> <p>◇公共データをオープンデータ*化し、住民や企業、研究団体が自由に加工、商用利用できる取組を推進します。</p> <p>*政府、自治体、企業が保存するデータを透明性の確保に基づき公開する取組。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ダム湖周辺の利用促進 ○里山登山の推進 ○観光分野のDX*推進 <p>*デジタル技術を活用し、組織、業務等を変革すること。</p>
<p>(2) にぎわいと交流の促進</p> <p>◇町が行うイベントの充実を図ることで、町内外の人々の交流とにぎわいの創出を促進し、町内事業者の収益化の取組を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○かわべ清流レガッタの開催 ○川辺おどり・花火大会の開催 ○マリンスポーツフェスティバルの開催 ○FUMOTOの開催
<p>(3) 町のブランディング*の推進</p> <p>◇地域の魅力の強みや価値を言語化し、オリジナリティのあるブランドメッセージの発信とPRを推進します。</p> <p>*独自のイメージによる、他とは異なる特別なもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○オリジナルデザイン・統一サインの創出

基本目標5 共に創る持続可能なまちづくり

5-1 地域コミュニティ・協働

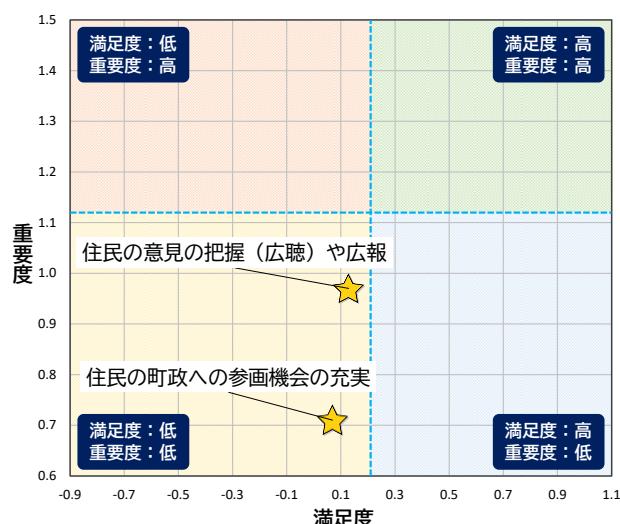
【施策が目指すまちの姿】

◇住民と行政との協働・連携により、安心して暮らせる地域づくりが進むまち

【指標】

指標	単位	現状値	前期計画終了時
清掃、美化活動、健康づくり活動、趣味等のグループ活動、まちづくり活動等、自治会や地域が中心の活動への参加意思 ※総合計画策定にかかる住民意識調査より	%	60.1 ※R6	62.0
暮らしている地域の雰囲気の満足度 ※総合計画策定にかかる住民意識調査より	%	62.8 ※R6	65.0

【満足度・重要度】※住民意識調査（R6）より



■住民の町政への参画機会の充実

満足度：低	重要度：低
0.07	0.71

■住民の意見の把握（広聴）や広報

満足度：低	重要度：低
0.13	0.97

取組を進める視点

全国的な少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化に伴い、地域の担い手の減少や人付き合いの希薄化が進む傾向にあります。このため、住み続けられるまちづくりを進めるためにも地域コミュニティにおける諸活動の活性化を促し、住民の自主的な地域活動を支援することで、協働による地域づくりを進めていきます。

【主な施策の方向】

施策の方向	主な取組
<p>(1) 地域活動の促進</p> <p>◇地域の実態とニーズを把握しながら、自治会や地域団体の活動を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会や地域団体の活動支援 ○先進自治体の取組の情報収集と情報提供 ○自治会役員の負担軽減の検討
<p>(2) 開かれた町政の推進</p> <p>◇住民からの意見を聞く場や機会の提供に取り組み、必要に応じて行政情報を公開します。</p> <p>◇各種会議等の委員選出において、広く住民からの募集を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメント*の実施 ○審議会等に対する住民からの委員選出 ○「町長への手紙」の実施 ○情報公開制度の適切な運用 <p>*事前に案を示し、広く意見や情報を募って意思決定を行う制度。</p>

5－2 人権・男女共同参画・多文化共生

【施策が目指すまちの姿】

- ◇個々の状態に関わらず、基本的人権が守られ、誰もが尊重されるまち
- ◇性別にかかわりなく、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できるまち

【指標】

指標	単位	現状値	前期計画終了時
各種委員の女性の割合（町の主要な審議会等）	%	20.5 ※R6	25.0
人権教室の開催数	回/年	6 ※R6	6

取組を進める視点

イラスト又は写真

※調査結果がないため。

人口減少・少子高齢化が進む現代社会において、互いに人権を尊重しながら責任を分かち合い、性別等にかかわりなく個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けた取組の重要性が増してきています。

本町ではこれまで、基本的人権の尊重や男女共同参画社会の実現に向けた取組について推進してきましたが、近年は本町の外国人人口も増加してきています。このため、従来の人権尊重、男女共同参画の取組に加え、言語や文化の違いを理解できるよう多文化共生に関する取組にも力を入れていきます。

【主な施策の方向】

施策の方向	主な取組
<p>(1) 人権尊重に向けた取組の推進</p> <p>◇高齢者、障がい者、子ども、女性、外国人、L G B T Q + 等、あらゆる差別や偏見をなくし、互いを認め合えるよう、基本的人権が尊重される社会の実現に向けた取組を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や学校における人権学習の推進 ○広報・啓発による理解促進 *性的指向・性自認が多数派と異なる人々の多様なあり方。
<p>(2) 男女共同参画に向けた取組の推進</p> <p>◇男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取組を推進し、あらゆる分野で性別に関係なく共に参画し、その個性と能力を十分に發揮できる社会の実現に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ワーク・ライフ・バランス*の推進 ○DVやハラスメントの防止 ○町政運営や地域での女性参画の推進 ○広報・啓発による理解促進 *仕事と生活の調和のこと。
<p>(3) 多文化共生の推進</p> <p>◇外国人人口の増加を踏まえ、地域で安心して暮らせるよう、相互理解の促進に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語教室の開催 ○多言語対応職員の雇用・配置 ○やさしい日本語の推奨・周知 ○外国につながる子どもへの教育支援 ○国際理解教育の推進

【主な関連計画】

- 川辺町人権施策推進指針
- 川辺町男女共同参画基本計画

5 – 3 情報発信

【施策が目指すまちの姿】

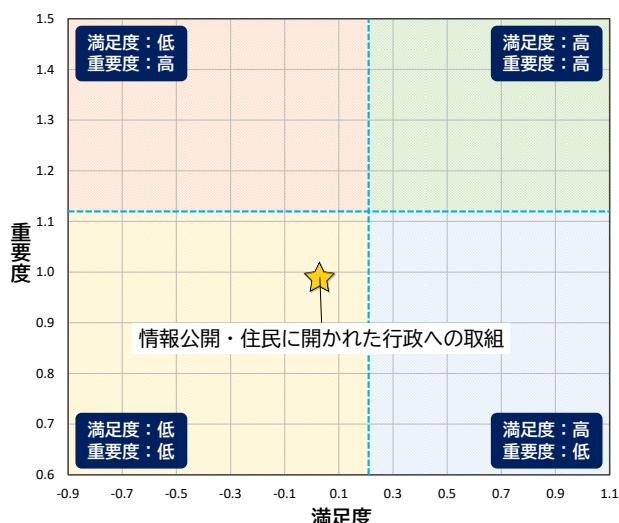
◇多様な媒体による情報発信が適切に行われるまち

【指標】

指標	単位	現状値	前期計画終了時
町ホームページへのアクセス数	月平均	19,434 ※R6	25,000
L I N E、メールの登録者数	人	3,298 ※R6	4,000
Instagram*のフォロワー数	人	4,200	6,300

*写真・動画をメインとするSNS（世界中で10億人超の人が利用）。

【満足度・重要度】※住民意識調査（R6）より



■情報公開・住民に開かれた行政への取組

満足度：低 重要度：低	
0.03	0.99

取組を進める視点

本町の豊かな自然や様々な地域資源の魅力を各種媒体により情報発信することで、対外的な町の認知度を向上させていく必要があります。

また、行政情報をできるだけ分かりやすく的確に伝えていくことが求められています。

このため、広報誌、ホームページやSNS等の多様な媒体により、町内外に広く本町の魅力や行政情報を発信していきます。

【主な施策の方向】

施策の方向	主な取組
<p>(1) シティプロモーション*の推進</p> <p>◇川辺町の魅力を広く発信し、知名度の向上を図るよう、多様な媒体によるPRを推進します。</p> <p>*町の魅力を内外に発信し、その地域へヒト・モノ・カネを呼び込み地域経済を活性化させる活動。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○町ホームページによる情報発信 ○SNSによる情報発信 ○イベント等におけるPR
<p>(2) 地域情報の発信の推進</p> <p>◇行政情報や身近な地域の情報等について、多様な媒体により情報発信します。</p> <p>◇住民や訪問者に向けて、町の魅力や最新情報を迅速かつ効果的に伝えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○町広報誌（広報かわべ・議会だより）の発行 ○町ホームページによる情報発信 ○すぐメールやSNS等による情報発信 ○防災行政無線やケーブルテレビによる情報発信
<p>(3) デジタルディバイド*（情報格差）対策</p> <p>◇スマートフォンやパソコンの利用が不得手な方に対し、情報取得方法の周知及び安全・安心な利用対策等を推進します。</p> <p>*インターネットや情報技術へのアクセスの違いによって生じる社会的な格差。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○デジタル教育・研修の推進

【主な関連計画】

- 川辺町情報セキュリティポリシー

5－4 行政運営

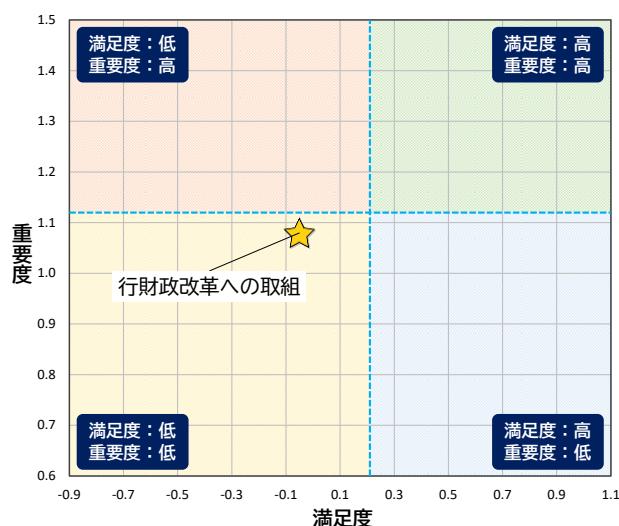
【施策が目指すまちの姿】

◇利便性と質の高い行政サービスを実感できるまち

【指標】

指標	単位	現状値	前期計画終了時
人口に対するマイナンバーカード保有率	%	80.2 ※R6	95.0
国民健康保険のマイナ保険証登録率	%	-	95.0
各種証明書（住民票等）のコンビニ交付率	%	17.1 ※R6	30.0

【満足度・重要度】※住民意識調査（R6）より



■行財政改革への取組

満足度：低	重要度：低
-0.05	1.08

取組を進める視点

本町では、時代の変化に伴う新たな課題に対応しつつ、将来にわたる安定的な行政運営を推進するため、事務事業の見直し、職員定員の適正化や民間活力の活用促進等、様々な改革に取り組んできました。

今後、多様化・複雑化するニーズに対し限られた経営資源を活用しながら、将来にわたり質の高い行政サービスを持続的に提供するため、業務体制の最適化を進めていきます。

また、住民サービスの利便性向上と行政運営の双方の質を高めるため、デジタル技術の活用を推進していきます。

【主な施策の方向】

施策の方向	主な取組
<p>(1) 行政サービスの最適化</p> <p>◇事務事業の見直しや機構改革を行い、限られた人材と財源の効率的・効果的な活用を図ります。</p> <p>◇職員の意識改革や資質の向上を図るため、研修の充実、人事評価制度の適切な運用により、職員一人ひとりが能力を発揮できる環境づくりに努めます。</p> <p>◇効率的な行政運営のため、民間活力を生かした管理運営によるサービス水準や費用対効果の向上を図ります。</p> <p>◇職員が適正に職務を遂行するための体制づくりを全庁的に進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○組織・機構の点検と必要に応じた見直し ○自己研鑽に伴う自主研修への助成 ○会計年度任用職員の適正配置 ○指定管理者制度の運用 ○庁内コンプライアンス体制の確立 ○庁内コンプライアンス*体制の確立 <p>*法令を含む社会規範の遵守。</p>
<p>(2) デジタル技術活用の推進</p> <p>◇デジタルの活用によるオンライン申請を推進し、住民サービスの利便性向上と窓口業務の効率化を図ります。</p> <p>◇生成AI*やRPA*等を適切に活用し、企画立案の高度化、定型業務の自動化、文書作成・データ分析等の生産性向上を推進します。</p> <p>*人工知能。</p> <p>*人に代わって通常業務等を自動化する仕組み。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○窓口業務の改善 ○マイナンバーカードの利活用 ○AI等の利用推進 ○デジタル人材の育成 ○情報セキュリティ対策の徹底
<p>(3) 広域行政の推進（みのかも定住自立圏構想）</p> <p>◇みのかも定住自立圏構想により、美濃加茂市と加茂郡7町村が連携し、自治体の垣根を超えて地域課題の解決を目指す取組を推進します。</p> <p>◇岐阜県と協調・連携しながら、必要な取組を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○広域連携で必要な取組の推進

【主な関連計画】

- 川辺町職員研修実施計画
- みのかも定住自立圏構想
- 川辺町DX推進計画
- 川辺町情報セキュリティポリシー

5－5 財政運営

【施策が目指すまちの姿】

◇中長期的な視点を踏まえ、健全な財政運営が行われるまち

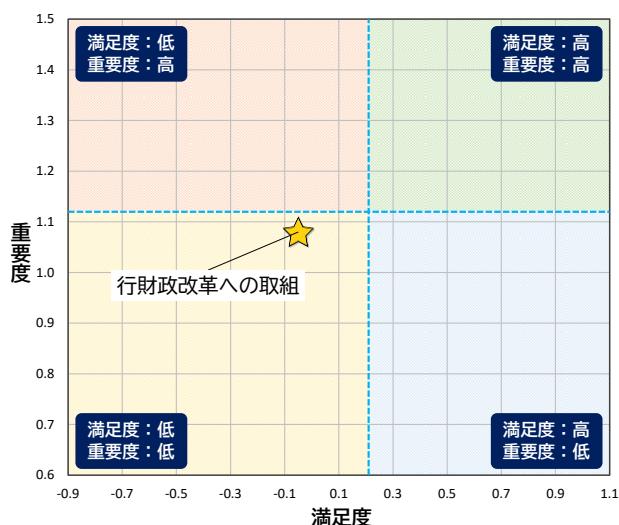
【指標】

指標	単位	現状値	前期計画終了時
実質公債費比率*	%	9.9 ※R6	8.0
将来負担比率*	%	—	—

*地方自治体の歳出に占める実質的な公債費（借金の返済額）の割合を示す指標。この比率が高いほど、財政的な余裕が少なく、返済負担が重いことを意味する。

*地方自治体が今後支払うべき債務や年金、福祉費用等の将来的な負担が、現時点での税収に対してどの程度の割合を占めるかを示す指標。高いほど将来の財政負担が大きいことを示す。

【満足度・重要度】※住民意識調査（R6）より



■行財政改革への取組

満足度：低 重要度：低

-0.05	1.08
-------	------

取組を進める視点

本町では行政サービスの持続性を担保するため、安定的な財政運営や人口動向に応じた公共施設の適正配置に努めてきました。引き続き、健全な財政運営のための財源の確保に努める必要があります。

このため、中長期的な観点から大規模事業等の財政負担の平準化を見通しながら、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政運営の実現を図ります。

【主な施策の方向】

施策の方向	主な取組
<p>(1) 健全な財政運営</p> <p>◇持続的な財政基盤の構築を図るため、中・長期的な財政見通しを策定することで、事業の優先度、緊急性を考慮しながら健全財政の維持に努めます。</p> <p>◇町税の適正かつ公平な賦課徴収のため、納税意識の高揚と収納率の向上に取り組みます。</p> <p>◇公共施設の使用料や各種証明書等の手数料等について、適正な設定や必要に応じた見直しを行います。</p> <p>◇ふるさと納税制度を活用した財源確保に努め、事業者の開拓と返礼品の充実等により、寄附額の向上と地場産業の活性化に資する取組を進めます。</p> <p>◇公共施設等の計画的なマネジメントを推進し、長寿命化・更新の平準化・保全コストの最適化を図ります。</p> <p>◇新たな財源の創出を検討し、遊休資産の適正な利活用を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○中長期的な収支見通しに基づく財政運営 ○町税の確実な徴収 ○適正な受益者負担 ○ふるさと納税の推進 ○公共施設等の適切な維持管理 ○新たな財源の創出 ○遊休資産の活用

【主な関連計画】

- 川辺町公共施設等総合管理計画